

### 一六 料理の受負と試食會

鹿兒島縣揖宿郡喜入村婦人會は常に料理法を研究し、村行事、公會等に要する料理を實費を以て請負ひ、且つ其の接待をも力めてゐるといふ。静岡縣庵原郡庵原村處女會は時々専門の講師を招聘して料理の講習會を開き、修了に際して試食會を催し、村長校長其の他村内の重立者に手料理を振舞つてゐる。

念ふに、從來の農民は過働の爲空腹を感じ、空腹に乗じて往々大食の嫌あるのみならず、調味に關して研究する所乏しく、滋養分の攝取に注意を缺くものが少くない。新鮮なる材料に營養的調味を施し、之を適度に攝取して以て健康を向上するに力めよ。此の責任を帯べるものは主婦と處女とである。

### 一七 處女會と兵營見學

德島縣名西郡神領村婦人會は、大正六年四月八日會長に引率せられて兵營を

視察したといふことである。軍人の多くは地方處女の兄であり弟である。其の軍隊に於ける勤務及生活状態を見聞するは、將來母となりて我が子を教養する上に必要である。大和民族の主婦は、剛健の氣象を培ひ、尙武活潑の精神をも養はねばならぬ。處女會の兵營見學は此の目的を達する適切の一方法であらうと思ふ。

### 一八 處女の實踐事項

宮崎縣西臼杵郡高千穂村向山婦人會は、處女及主婦を以て組織し、二百餘名の會員を有し、實踐躬行を以て特色としてゐる。大正三年滿場一致を以て可決せる躬行事項左の如し。

#### 向山婦人會實踐事項

- 一 報恩（君恩天地恩祖先及恩師恩）
- 二 家内の和合を圖り、長老を愛敬し、子供の教育に注意し、主人の命令にはよく服従し、又は熟議を遂げ、以て内助に努め家運の發展を圖ること。

- 三 時間の節約及其の利用に努むること。
- 四 身體と衣類の清淨、家庭内外の洒掃、家具類、食器類の清淨と其の整理に力むること。
- 五 味噌醬油の製造及大根漬等の改良製造實施。
- 六 玄米飯常食の習慣を養ふこと。
- 七 木綿の衣服を着用し、絹の衣類は買入れざること、但し是まで買ひ置きたる絹物は着用するも妨げなし。
- 八 少年婦女は肩掛襟巻手袋の類を用ひざること。
- 九 勤儉及貯金の實施。
- 十 牛馬の飼育及愛護の實施。
- 十一 養蠶、製茶、養鶏の實施。
- 十二 果樹類、野菜類の栽培及害虫驅除の實施。
- 十三 田畑の深耕實施補助。
- 十四 越川式堆肥製造實施補助。

十五 稻麥架乾の實施。

修養より家事へ、家事より農事へ、細大洩さず各方面の要目を條擧してゐる。念ふに將來に於ける農事の改良は、戸主のみの努力を以て成功すべきものではない。主婦は固より處女も農業の精神及方法を理解し、擧家力を戮せて能率の増進を圖り、家庭の發展を圖れ。夫に隸屬して、其の陰に隠れて家事農事に没頭し以て能事畢ると爲すが如きは、過去の婦人である。

第三章 處女會の必行事項

一 出郷處女名簿

交通の便開け、教育の機關完備し、職業の選擇自由となり、之に加へて經濟組織の變革と、耕地の限定と二三男女の増加とは、地方男女をして悉く安心止郷家業に専念するを許さざるに至つた。一方都會の發達と商工業の發展とは、相俟つて隘加せる地方住民を吸集し、此に都鄙の連絡相通じ人口の調節實現せらる。然しながら其の調和連絡宜しきを制せざれば、地方の中堅人物を都市に

移動して、地方疲弊の禍因を醸すに至る。  
 都會及農村の連絡を通ずるの一法として、青年會處女會は、其の出郷者の名簿を作成し、絶へず其の現状を明らかにして、兩者の間連絡を通ずるの媒介たらしめよ。

何郡何村出郷處女名簿 (私案)

現住地	職業	出郷年月	姓名	年齢	備考
東京市何區何町何番地大川方	奉公	大正何年何月何日	上野たき	十九歳	三年後歸郷の決心
兵庫縣何郡何村大田五郎方	結婚	大正何年何月何日	大田きみ (舊姓上田)	二十歳	
東京市何區何町何女學校	生徒	大正何年何月何日	上川きみ江	十八歳	優等生

斯様な名簿を設くれば、郷里との連絡を通ずることが出来、出郷者は之に依りて他郷にある寂寞の情を慰藉することを得て、精勵發奮、錦を故郷に飾るの精神を醸成するに至る。他郷に在りて最も懐しく感ずるもの、一つは、故郷よりの音づれである。女子殊に然り。郷里の處女會より花の晨月の夕其の消息を、

雁の徂徠に托せらるゝならば、彼女は尙一層學業に精勵し、或は主家に忠勤を勵み、他日の成業を楽しみ、錦衣歸郷を胸に刻銘するに至るであらう。出郷者名簿臺帳の設置は此の目的を達する一媒介である。

二 處女と衛生思想の鼓吹

地方婦人は四時労働に従事するを以て全く無病息災であるとのみ樂觀するものは、未だ地方婦人の實情を識らざるものである。概して彼女は身體を勞すること過度に陥り、營養之に伴はず、加ふるに生理及衛生の智識十分ならず、醫療の機關亦完備せざるを以て、其の色黒く骨逞しきに比して、疾病に對する抵抗力が乏しいと言はれてゐる。

處女會は妻たり母たる豫備訓練の機關である。運動會競争旅行其他に依つて身體を鍛へることの必要なることは固より、生理の智識を修め、保健衛生の思想を培ふことが肝要である。殊に肝要なるは處女の衛生思想にして月經時の注意手當の如き、適當なる教師につき教養を受けねばならぬ。處女期の衛生は

婦人の生涯を左右すると言はれてゐる。女教師等自ら其の經驗を語つて處女の將來を戒むるなど其の効果適切なること、思はれる。

貞操を守ることも一種の衛生である。守操の如き他より強要せらるゝものに非ずして、處女自ら之を尊重すべきものである。又女操は男子の品位を高むる原動力となるものである。處女の修養如何は、青年の風教とも密接の關係を有する。

處女期衛生を擴充して、結婚に對する注意、妊娠中の衛生、進んでは育兒等に關して徹底せる教育を施せ。又家庭の主婦としては、家族の看護、應急療法等の一般にも通曉することが肝要である。主婦は家庭に於ける篤志看護婦の役目をももつてゐる。

### 三 處女の體格検査

壯丁検査は、國法を背景として行はれる強制的體格検査にして壯丁の體位傾向を知る唯一の標準である。壯丁の體格の振否乃至風紀の如何は略之を標準と

して窺察することが出来る。又近年青年團體にして毎年一回若くは數回身體検査を勵行する地方の漸く増加し來つたことは、青年體育振興の瑞祥として慶賀すべき現象である。

然るに翻つて青年の姉妹にして、他日其の配偶者となるべき處女を顧みるに壯丁検査に對すべき身體検査なるものなく、又青年團體の如く隨時健康診断を勵行することなきを以て、處女の身體發育の状態及體位の傾向は、容易に之を窺知するを得ず、斯くの如くにして、妻となり母となるは、果して女子の幸福邦家の慶事であらうか。

殊に地方は交通不便にして、診療を請ふこと都市の如く容易ならず、之に加へて衛生に關する智識缺乏するを以て、處女等は容易に醫師を煩はさず、多く賣藥を以て疾病の治癒を圖り、甚だしきは禁呪を以て唯一の醫療法と爲せる舊思想の家庭すら少くない。又生理智識の缺乏より、複雑なる身體の構造を無視するものも少くない。此の結果病をして益重からしめ、或は容易に治癒すべき疾病をして不治に陥らしめることが少くない。

我等は、此等の缺陷を救済すると共に、一般處女の體位傾向を知るが爲に毎年一回處女の身體検査を行はんことを奨める。之を行ふものは、信頼すべき女教員、校醫、村醫等なるべく、之に希望に依りて處女の父兄を立合はしめ、小學校又は醫師、會長等の邸宅に於て最も神聖に行ふべきである。其の検査項目の如きは醫學の門外漢たる我等の關知する所でないが、一般女學生等の検査に比し多少の新工夫を要すべく、即ち勞働と健康との調和に注意し、四肢均等の發育を検し、胃腸の検査に重きを措くなど其の一例であらうと思はれる。

斯くの如くにして、年々歳々一定の期間を限りて身體の検査を行へば、處女は自ら其の發育の程度を知るを得、父兄は教養上の参考に資すべく、又之を統計に集約すれば、女子教育家、醫師、農村改良家の絶好の研究資料となるであらう。我邦妙齡女子の死亡率は世界に於ても最も高率を呈すると言はれてゐる。然るに其の眞因、其の救済策其の他に就て未だ徹底せる調査をみないことは、甚だ遺憾なることである。

最近某専門家の調査に依れば、十二指腸虫及廻虫の如きは農村の風土病とも

いふべく、農民の過半数は之が罹病者であらうとさへ言はれてゐる。是水田の鋤耕に従事し、常に肥料を扱ひ、蔬菜を主食とせるが爲なるべく、斯かる病氣は、急激なる變動を誘發せざる爲に、罹病者自ら恐るべきことを自覺せざるも、不知不識の間營養不良に陥り、神経系統を傷害し、延て勤勞の能率を沮喪せしめる。男子の神経衰弱は地方を疲弊せしめ、主婦の神経衰弱は家庭及兒女を衰弱せしめる。尙身體検査の際には別に糞便を検し、病虫の有無を判定することも急務である。但斯かる身體検査は之を強要することの容易でない場合がある。従つて處女會は、一種の政策として之を勵行せよ。

#### 四 處女と言語風俗の改良

言語と風俗とは、其の人の品位風格を現はすものである。優良なる服装と雅びたる言葉遣と、悠揚迫らざる態度とは、日本婦人の特色にして同時に日本國を代表せる一種の風格である。

然し地方各、風土慣習を異にする。其の最も著しきものは服装と言語とである。

固より此等は多年の慣習と歴史とに依つて地方独自の風習を馴致し、子孫繼承し來つたもので其處に亦捨て難い興味も存するであるが、交通開け、文物制度均齊的に發達せんとする今日に於ては、極度の訛言及奇習の如きは徐ろに之を矯正するを要する。此も一種の地方改良である。

固より我邦には純然たる標準語はないやうであるが、概して文明の光り輝く都會の中流以上の言語を以て基準とすべきであらう。此の言語改善は一面教育の力に俟たねばならぬ。従つて小學校は固より、青年會處女會等に於ては力めて方言鄙語の矯正に意を須ひなくてはならぬ。自己に尊稱を附し、他人を卑稱するが如き風は地方に珍らしくないことである。公會の席上如何はしき會話を平然として交換するが如き亦嚴に矯治せねばならぬ。

服裝は質素にして清潔なるを好しとする。都市生活者の服裝は清潔なれど華美に流れ、田園生活者の服裝は質素なれども清潔に於て缺くる所少くない。能く其の短を矯め長を培ふことが肝要である。簡素なる服裝と上品なる言語とは其の人の品位を代表する二つの標準である。

田園婦人は茶の湯生花に就ては深く其の嗜みあるを要しないのであるが、物品の贈答、賓客の接待等に關しては、禮法の一班に通曉することが肝要である。將來の主婦たるものは、殊に其の然るを見る。此れ處女會の事業として、禮儀作法の教育を奨めつゝある所以である。

土地に行はるゝ特殊の風俗の如きも、一種天然の作法ともいふべく、其の高尙にして由來深きもの等は之を現存することが肝要であらう。只時代に調和せず、之を保存するも格別の誇ともならぬ程度のもは之を禁廢し、若くは他の新らしき風習を興して之に換へねばならぬ。

風俗言語等に就て最も注意を要するは、其の職業及風土との調和である。高尙優雅なる風俗言語も實生活と調和せざれば、言ふべくして普及され難い。農村の言語風俗は、田園生活に準應して、飽くまで淳朴にして虚飾の風なきこと恰も自然が装はずして自ら閑雅の趣致を帯べるが如くならざるべからず。子は丹精の盆栽より寧ろ秋の野に咲く野菊の野趣を愛するものである。

## 五 處女と經濟思想の研究

從來の農民殊に婦人が經濟に關して無頓着であつたのは、金錢を蔑視せるものに非ず、又先天的經濟に關して無能なるにも非ず、其の主因と目すべきは、寧ろ經濟に關して深く介意するの必要を感せざりしこと、竝に父祖代々地主等の保護監督に甘んじ、經濟に關して獨自の智識を修むるの刺戟と機會とを與へられなかつたことに歸因する。

自然を對手とする農民の生活は一面不規律にして、且つ複雜を極めてゐる。一歳一度の收穫も一夜の天候に依りて、其の根本を左右せられ、豊收も米價の如何に依つては收益を増すものに非ず。入るを量つて出づるを制する經濟の原則は、之を農民に適用するを得ず、即一歳の計は元旦に存せずして秋藏に存し、一日の計は其の晨に存せずして、寧ろ夕にある。其の多く農事を以て專業となすと雖、副業を營むものあり、勞力を以て家計を輔くるものあり、蜜柑を賣りて衣服を求め、蠶を鬻いで筆筒を購ひ、笥を賣りて油を求むる。此の間又無盡

講の收入あり、之と引き換に納稅通告書の到來あり、入るも出づるも共に節度なく、窮すれば地主の憐憫を請ひ、思はざる增收を見ては隨喜して伊勢參詣に旅立つ、斯くの如く從來の農民の生活は寔に泰平無事を極めた。此の田園生活に於て婦人が經濟に通せざりしは、咎むべく餘りに酷である。彼等は寧ろ其の必要を感じなかつた。

然し時勢は急變した。農業組織も將に一變せんとしつゝある。將來の主婦は主人と協力して一家の經濟を確立し、節度に從つて家計を經理するを要する。如何にして收穫を有利ならしむるか、收益を如何なる方法に依つて家計に配當すべきか、一家の生活費は如何にして節約すべきか、兒女の教養は如何にすべきか、勞働と報酬との關係、公課負擔の比率、貯蓄と利倍の策、冠婚葬祭費の節約等に關する事項は、主として主婦の方寸經策に出づべきものである。夫は外に出で、家計の資を覓め、妻は家にあつて家事育児に従事する。此に妻たり母たるもの、本分が存した。然るに從來の農村婦人は、女にして男であつた、妻にして夫であつた。彼女は夫の鋤に換ふるに鎌を以てせるのみにして、其の

業務は寧ろ男子と變るところがなかつた。今や都會の主婦は家を離れて夫婦共に外に出で、勞働せんとする。地方の婦人は漸くにして妻となり、徐ろに其の本分に樂まんとする。地方婦人が眞の女となるの時、都會の婦人が正に男性に化せんとするは、一奇の現象として注目し値する。

處女會に於ては經濟の智識より家計の整理、公課表、收穫簿、日常の出納支出等に關する智識を授け、他日の用意に資せしめることを忘るべからず。

又時間を節約し、之を有利に活用するも、經濟の一方策にして、時間の勵行より進んで早起の美風を奨め、勤勞能率の増進を圖ることは、亦積極的の經濟と目すべきである。

一家の主人は供給者にして妻は其の消費者である、資本家たる夫如何に精勵するも、一方の消費者にして、經濟の能力を缺くに於ては、到底家計の興新を庶幾することは出來ない。不經濟の女房は、一生の凶作であるとは眞によく諷殺せるものである。

## 六 處女と自治思想の涵養

明治二十年世界の新勢に鑑み我國體の精華を益、煥發せしめんとし、至尊の思召に依つて自治制度欽定せられ、雖て萬世不磨の憲法の發布となり、我邦は純然たる立憲自治國となつた。爾來約三十年地方經營は着々として進歩し、治績のみるべきもの少からず、大正二年帝都に於て制度施行滿二十五週年記念大會開催せられ、朝野名士綺羅の如く列座して光榮ある自治の耀光を讚美した。

然しながら地方の自治は果して理想に到達してゐるであらうか。予は前途遠の四字を以て答へざるを得ざるを悲しむものである。形觀の齊美と施設の整善はみることが出來るが、地方民未だ自治の眞趣を解せず、自治の能力を有せず、所謂佛造つて魂入れざる觀がある。古今の急務は政府は固より地方當局者、識者、教育者相呼應して地方民心に自治制度の眞價を知らしめ自治能力の發揮を促すことである。故老は姑らく措くとするも、將來ある青年には、『生れながら立憲法治の國民なる自覺心』を起さしめ立憲の大意を識らしめ、自治の要義



を理解せしめ、其の自覺に依つて自治を完成し地方改良の目的を達せしめよ。然しながら自治に關しては、婦人も没交渉であつてはならぬ。即ち戸主を補助して納税及選舉を完全に行ひ、徴兵義務の精神を子弟に鼓吹するは固より、村治の主要より教育、産業、衛生に關する大體の智識を修得するを要する。納税の爲に納税し、選舉の爲に選舉するが如きは、現今の戸主であると言はれてゐる。況んや主婦の如きは租税を養錢と同一視し、選舉を無用の費事すと爲せるものも少くない、斯くの如き状態にては憲政に有終の美果を收め、自治に理想の境を開くことは百年河清を待つに等しい。

今や小學校に於て自治教育、公民教育を鼓吹するの目的を以て、郷土の變遷議員選舉、町村税の納付、村長の職務權限等に關する教材を教科書に挿入してゐるが、未だ教へて詳かならざるものがある。青年會及處女會若くは補習學校に於ては、力めて自治の精神を注入し、將來の準備を積ましめることが肝要である。處女會の自治教育は公民の妻として必要なる内助である。殊に他日妻となり母となつて兒女を教養せんとするに際しては、自ら自治の主要を知つて兒女に蒞むを

要する。

## 七 婦人と職業問題

職業女子の増加は人口の増殖に伴ふ經濟上の結果ともいふべく、時勢の進歩の招來せる自然の趨勢である。近來地方婦人の勞働問題より延て工女の研究の漸く重視せられつゝあるは偶然でない。

我邦の工場は主として、織維工業にして總數一萬四千餘の中之に屬するもの約八千、(總數の五割七分)に達せるをみる。従つて工場に働くものは、主として幼弱の處女である。此等工場は過剰せる地方の勢力を調節すると共に、家庭及地方經濟上に善良なる影響を及ぼしつゝある。

然しながら之を田園生活に比較するに、健康及精神上に及ぼす弊害は轉た寒心に堪へざるものがある。彼女等の多くは呼吸器及胃腸の疾患に悩まされ、神經を衰弱せるもの多きのみならず、風教上の誘惑に抗することを得ずして、婦徳を紊り、心身共に腐爛せるものすら少くない。其の然らざるものも、概して

虛榮の風に感染し、奢侈の俗に汚染し、從來持續し來れる堅實の精神と、儉素の風習と共に其の美質を失へるを以て、彼女等は多く其の郷土に歸郷するを欲せず、又歸郷するも田園生活を營むの性情を失ひ、再び都會生活の幻影に憧れ、遂に生涯を誤るものも少からず。偶歸郷するものは、多く病を得たるものにして、殊に肺結核の帶菌者多く、工女一人の歸郷の爲に一家一郷病毒に感染せる悲惨なる實例すら乏しくない。梅毒淋病等生殖器に關する疾患亦意外に多く、さらでだに工場生活に於て妊孕力を殺がれつゝある彼女等は、良妻賢母としての天職を完うすること不可能となれるもの亦甚だ少くない。今や工場法實施せられ、工女の處遇面目を一新したりと雖、田園生活に比し、其の健康は日を同じうして語るべからず。

然し工業の發展は農業と併進するを要する。健全にして善良なる工女は、亦國家の寶である。要は工女の自覺を促し、其の智徳を向上すると共に、工場の設備を完全ならしめ、工女の處遇法を尙一層改良することである。勤務時間の緩和、勞働の遞減、採光通風の設備、飲食の改良、休憩時間の延長、夜業の制

限乃至娛樂及衛生の設備等を周到ならしめ、此に加へて其の待遇を改善するに於ては、工女は心身を多く害せずして、其の本務を完うし、延て國家の産業に寄與することが出来るであらう。

處女會に於ては、會員に對して常に愛郷土着の修養を奨めると共に進んで他郷に移住し、都會地に勤務するに必須なる智識を與へ、其の心得を説くことが肝要である。此が爲には、時々工場を視察して工女勤務の状態を見聞するは固より、機械工業の性質工場の内容等を研究して自ら發明する所あれ。

又出郷せる工女等とは常に連絡を通じて、都市及田園の脈絡を保たしめ、自他を裨益することが緊要である。今や紊りに虚榮の風を齎らして故郷に歸還し、質素純朴なる田園に厭ふべき都會の習慣を撤布するが如きもの殊に少からず。此を未然に防遏し、處女の將來を完うするは、實に處女會の本務である。

## 八 女學校と處女會

近年中學校農學校等に學修せる青年にして、郷土の青年會に加盟し、修養と

娛樂とを俱にするの風漸く旺ならんとしつゝあるは、欣ぶべき現象であるが、此に準して、女學校等の生徒にして、自宅より通學するものは固より他郷に在るものと雖、準會員其の他の名義を以て處女會の一員となり、郷村處女と修養を共にすると共に、一面には現在及將來の處女會指導者として、其の豫習訓練に務むることは、各方面より見て最も切要のことである。

中等學校に學修するものの多數が、其の地方に於ける中流以上の生活者なると等しく、其の兒女を女學校等に學ばしめる父兄は多く地方の名望家、素封家、地主等であらう。此等の家庭に生れたるものは、小作農の處女に想到し自己の幸福なる境遇に鑑み、卒先して處女會の發達を援助せよ。殊に地主の家に生れ又は將來地主の家庭に入りて妻女たらんとするものは、多數の小作人の娘を含める處女會の指導に力むると共に、夫を輔けて小作人の監督指導に任ずるの覺悟を要す。都市工業の發達に伴ふ工場労働者の増加は、資本對労働の關係を複雑ならしめ、今や資本金労働者間一種の暗溝を生せんとし、之を未然に防遏せざれば重大なる社會問題を發生するの懼がある。從來の地方は、農業の性質と

多年の習慣に依り醸養せられたる地主小作人の情誼存すと雖、遠く將來に想到して、地主の發明を要するは固より其の處女たるものは、能く地方の大勢を察し、社會の趨向に稽へ小作人との圓滿なる關係の保持に力めよ。此れ新時代の妻の眞の内助である。

殊に女學校の業を卒へ、更に高等の女子教育を受けつゝある女子は、其の在學中常に郷土處女會との聯絡を保持し、書面其の他を以て間接に地方婦人を指導すると共に、夏季冬季等の休暇を利用して郷里に歸省し、郷婦人に接觸して都會生活の實情を紹介し、田園生活の意義を力説して地方婦人の覺醒を促すは、活ける都會及農村の調和ともいふべく、出來得べくんば、此等高等の女學校には、隨意科として地方科を設け、地方經營農村開發の大要を知らしめたいものである。良き夫に嫁ぎて良妻賢母となるは時に或は容易であり、疲弊せる家庭に入りて夫を助けて以て家庭を振興すること眞の良妻賢母である。

從來中等學校生徒の歸省は、動ともすれば、却つて質素剛健なる田園青年男女の反感を購ひ、或は彼等をして都市を憧憬せしむるの俑を作り、厭ふべき田

園嫌忌の風習を招來せんとするもの亦少くない。地方出身の學生は、能く此に鑑み、休暇を以て郷土と聯絡を通ずる唯一の機會と爲せ。大學校高等師範學校等の學生にして青年團を指導し、女子大學女子高等師範學校等の學生にして處女會を啓導し、彼此提携して地方開發の任に當れば、其の地方を裨益すること幾干ぞ。

尙臆を得て蜀を望むべくんば、此等高等程度の學校に研修せる婦人にして、卒業後其の郷土に歸還して地方處女會、婦人會を介して主婦處女の指導竝家庭の改良に専心貢獻せんことである。將來の地方改良は婦人の力に俟つもの甚だ少からず。若し夫れ、此等教養ある婦人が教養ある男子の配偶者となり、夫妻戮力して青年男女の教導に任じ、郷土の發展に盡瘁せば、其の社會國家を益する所甚大なるは固より、其の清樂の境地所謂孔子の三樂に如くものあらむ。

### 第三篇 青年團及處女會の新研究

#### 第一章 都市青年會の組織及經營

##### 一 都市青年會不振の理由

都會地の青年會が、地方青年團に比して、其の發達著しからざる理由の中、左の如きは、其の主要なるものであらう。

- 一 職業、生活境遇、宗教等複雑にして、青年の團結に困難なる事情多きこと
- 二 圖書館、博物館等教育的施設多く、且つ容易に書籍を得るの便あれば、青年團體に依りて學修するの必要を見ずと爲すもの多きこと
- 三 娛樂機關及社交の媒介機關完備せるを以て、青年は單獨に行遊し、交際し得ること
- 四 學力不同なるを以て、會合、團結共に地方の如く統一せざること
- 五 職業の關係により休養の期日一定せず、従つて會合の季節、時期地方の

如く均齊ならざること

六 父兄の居所地方の如く固定せざるを以て、青年の統一亦自ら困難なるべきこと

七 都會地は交通、醫療、警備、消火等の機關完備せるを以て地方青年團の如く地方經營と密接なる關係を有せざること

八 外來の青年（學生、勞働者、寄寓者其の他）多く、且つ其の異動頻繁なれば、土着青年との融和統一に困難を感ずること

九 中心的指導者を得ること困難なること

要するに職業、境遇、學力、居所等の關係の複雑なることが、都市青年團の組織經營に困難を感ずる所以にして、同時に既設團體不振の主なる理由である。一般に都市の經營は地方經營に比して困難なることは、現今優良村に比し優良都市の少數なるに徴するも、自ら明である。

## 二 都市青年會設立の急務

然しながら情ら稽ふれば、都市青年團體設立の急務は左の如き理由に依りて明かである。

一、都市は娛樂機關（時として誘惑機關）多きを以て、團體的修養に依り、克己心養成並に意志訓練の必要あること。

二、都市は健康上必らずしも優良ならず、青年團體に依りて體育を振興すること殊に緊要なること。

三、外來の青年子弟の爲に惡感化を受けず、更に進んで之を徳化啓導する機關として、青年團體の必要なること。

四、都會地の改善發達は、土着的青年の眞摯なる修養と、熱烈なる愛都心に負ふこと少からず、都市青年を健全なる二世の市民たらしめ、都會の發展に努力せしむるの必要あること。

五、天災地變に處し、公共的犠牲心を發揮して、罹災民を救護するの機關として、青年團體は最も適切なること。

六、進んでは流行、風俗、健康に於て地方に模範を示し、動ともすれば混濁せん

とする都市の風俗を一新し、權威ある青年王國を建設するに適切の機關なること。

七、地方を視察して田園との聯絡を圖り、殊に商工業上の取引、販路擴張等に關して、將來の都市發展を圖るの必要より、青年會は此目的を達する唯一の機關なるべきこと。

今や都會地青年團設立の氣運漸く熟し、各地方に於て之が發會を見るは、都市青年修養の上に、又都市の前途に照して、欣懷に堪へず。大阪、甲府、水戸、静岡、新潟、仙臺、諸市に於ては、聯合統一せられたる青年團存立して東京府に於ては郊外の小都會より漸次勃興し來り、次第に牙城に迫らんとしつゝあるも、注目すべき現象である。

以下内務省に於ける都市青年團調査の結果を綜合して、組織經營の概觀を述ぶるも、徒爾ならずと信ずる。但し此に言ふ都市青年團とは、必らずしも、市制を布ける都會地青年團を指すものでなく、一、戸口楮比し、二、住民の職業多く商工業者なるとの二點より、村落と對比して、都市青年團と總稱したるに止る。

故に東京市の如き大都會は固より人口二千内外の小都會地をも含んでゐると看做すべきである。尤も其の組織經營に關しては、都市の大小及性質に依りて、自ら特殊の工夫あるべきことは言を俟たぬのである。

### 三 都市青年團體の内容

今都市青年團組織の狀況をみるに、略左の如き現況である。

- 一、都市現住者の子弟(中學校就學者をも含む)を以て組織するもの。
- 二、都市現住者を中心とし、寄留者其の他を包含するもの。
- 三、大工場、大會社、大商店等の從業者を中心とするもの。
- 四、職業又は宗教に依りて組織するもの。
- 五、有志者を以て組織するもの。
- 六、補習學校を中心とするもの。

大都會には純然たる土着的住民の少數なることはいふまでもない。従つて現住者即ち少くとも現在都市に獨立の住所を有せる家庭の子弟を中心とすべく、

之に職業研學其の他の目的を以て居住する外來青年を包含するを最も普通とする。殊に數代の間同一箇所に居をトし、將來尙此に永住せんとする青年は、最も都市と密接の關係を有し、強烈なる愛都心を懷いてゐる筈である。是等の青年が中心となつて外來の青年を指導同化し、相携へて都市の改善發達を圖らしめねばならぬ。

東京市には、未だ統一せられたる青年團なきも、二三の青年團及少年義勇團設けられ、主として官公吏子弟を指導してゐるが、其の年齢を延長して更に土着的青年を多く加入せしめ一貫せる鍛成の美を濟さしめたいものである。大阪市青年團は銀行、會社、郵便局、商店等を中心とし、其の従業員を網羅し、現在約二萬の會員を有してゐる。但し都會地の性質例へば商工的都市、景勝的都市、古跡的都市、海港場的都市、其の他に依りて青年團の組織及經營に特殊の方案を加ふるの必要の存することは自明の理である。

#### 四 都市青年會員の年齢

次に年齢は地方青年團以上に複雑を極め、統一に困難なるべきことは、容易に推知せられる。今各地の事例を見るに十二三歳より三十歳乃至四十歳に及んでゐるものすら少くない。今二三主要都市の實際を示せば、

都會名	最低年齢	最高年齢
大津市	十七年	二十七年
岐阜市	十五年	二十七年
鳥取市	十四年	二十年
福島市	十五年	三十年
水戸市	—	二十五年
和歌山市	十二年	二十五年
久留米市	十二年	三十五年
福井市	十五年	二十五年
熊本市	—	二十年
仙臺市	義務教育修了	二十年

之を以て略、一般都會地の年齢が類推せられること、思ふ。但し是は最低並に最高の限度を示せるに止まり、此の間に或は正團員、準會員、贊助會員其の他を設けてゐる團體も少くない。大阪市の如きは、年齢に別に制限を設けて居らぬやうである。都市青年の團結は地方に比して一層困難である故に、青年團員の年齢も、なるべく延長すべきものであると思ふ。

### 五 指導者並經費

指導者を得ることも地方に比して著しく困難である。其の最も多きは市長及町長並に小學校長にして、之に亞ぐものを實業家、軍人、教育家其の他の篤志家とする。

大阪市に於ては、市長を團長とし市の學務課長、青年團主任、實業家、銀行家等を理事とし、青年團所屬の商店主、工場主、區長、中學校長等を指導者としてゐる。修養と實業訓練と、都市の改善發達を眼目とする都會地青年會に於ては、都市と密接の關係ある實業家を多く網羅することが都市の發展上必要で

あらうと思はれる。經費は郡市町の補助、有志の寄附、會員の出金、共同勞作收入、基本財産の利子、興行收入其の他に依るを普通とする。市の補助を仰いでゐる團體には熊本市の六百圓、姫路市の二百圓等がある。

最近年度の經費豫算をみるに大阪市の如きは二千二百圓、仙臺市は七百二十圓、甲府市は一千六百圓、佐賀市は四百八十圓、松江市は二百七十圓を計上してゐる。尙一般に創設の歴史新しきを以て、資産は豊富でないやうである。

### 六 修養施設及事業標準

各都市に於て最も共通的に行はれてゐる施設事業の一斑を挙げてみると、

- 一 修養方面 補習教育、修養及實業講演會、講習會、學修會、圖書館、巡迴文庫、見學旅行、圖書雜誌の發行
- 二 實業方面 商工業發展策、商品研究、販路擴張、廣告術研究、副業獎勵、工場會社及商店の研究及視察、見學旅行
- 三 保健方面 武術、柔道、劍道、角力、合同體操、遠足、登山、運動會、水泳、早起、寒稽古、調



練、壯丁教育、花柳病豫防、其の他保健衛生

四 娛樂方面 娛樂實演及觀覽聽講、浪花節、劍舞、琵琶、蓄音器、講談等、和歌、俳句研究、加留多、双六、御製加留多、常識加留多、其の他高尚優美なる娛樂遊戲

五 矯風方面 風俗風紀改良、德性涵養、禁酒禁煙、節酒、節煙、雇人保護獎勵、一日一義勇、貯金獎勵、不良兒の感化、其の他都市の弊風矯正事項

六 公共方面 道路橋梁の改修、交通機關保護、夜警、消防援助、共同浴場、新聞縱覽所設置、軍隊の犒慰、廢兵軍人遺家族救護、貧民救療、敬老會、學齡兒童の保護獎勵、罹災民救助、公園保護、營造物の擁護、其の他都市の改善發達と關係ある事業

要するに都市青年團は、現今寧ろ創設時代に屬する。都市研究の氣運漸く動き來つた今日、都市青年團の自發的に勃興し來りたるは、是れ都市の自覺にして其の健全に發達すると否とは、都市の將來に甚大の影響を及ぼすのみならず、都市對田園の聯絡調和とも密接の關係を有する。我等は都市青年團の組織及活動を、最近青年界の一新氣運としたいと思ふ。

## 第二章 青年團の設置標準

### 一 若連中と青年會

青年會員の年齢が内務文部兩省の設置標準に依り、二十歳を以て常例とせられたことは、人の識る所である。該設置標準の二十歳は單に標準として指示せるに止り、必らずしも全國青年團體をして一律に之に倣はしめるの主旨でないことは、次官の通牒にも、『此は大體の標準であるから地方の實情に應じて適宜に取計へ』と周渾なる注意があつたことに徴するも、自ら明瞭である。然しながら訓令發布後數ヶ年を経過せる今日、尙從來の青年會の制度を如何にすべきかに就て頭を悩ましてゐるものも少くないような情況であるのは、抑、何故であらうか。予は此に關して私見を開陳したいと思ふ。

青年會に關係したるもの、若くは地方の實際を知つてゐるものは、從來の青年會が凡そ何歳までを限度として居つたか、何歳より入會して居つたかといふ事情を熟知して居る筈である。固より地方に依り團體の歴史に従つて一様にいふ

ことは出来ないが、多くは十四五歳より二十五六歳乃至三十歳にして、特殊の地方に於ては四十歳四十五歳五十歳までをも包容して居つたような事例も少くなかつた。

入會の年齢も區々であつたが、多くは十四五歳より十六七歳の間を上下して居つたように思はれる。昔ならば元服始冠の年頃で、男子は是から一人前にならうとする心身發育の旺盛期である。其の日は神酒を酌み、祖先に奉告して若者の前途を祝白したものである。其の由來深い元服の年を記念として若連中組に仲間入したといふことは、偶然でなさうである。小學校が設けられ、義務教育が普及してからも、卒業後の子弟は直に若連中に加盟せず、一二年は家庭に於て家事を幫助し、多少世間馴れてから改めて若い衆に仲間入したものである。其も自己の意志のみで決定することなく、父母と協議し尙其上に若連中の幹部の承認を経て正式に加入したようであつた。當時の若連中組は今日の如く整頓はして居らなかつたが、自治自守の團體で團結は却つて鞏固だつたやうでもある。尤も今日の青年會は必らずしも若連中組の變體とのみ言ふことは出來

ない。若連中より青年會に變化せる青年會のあるやうに、當初より青年會旗を翻して起つた團體も少くない。又青年會といふ名稱に更つた時を以て青年會の起源とすれば、若連中と青年會とは全然關係はない筈である。

## 二 公民年齢と境遇本位

若衆及若連中組の綱領を文字を以て示すならば、愛郷心の涵養、神社崇敬、竝部落警衛の三點に歸着するであらうと思はれる。尤も此の間に自ら娛樂の實が擧り、矯風の果も結ばれ、體育の鍛練も實現せられたのである。此外連中同志の交情を親密にし、隣保相扶の美風を養ふ効果も存した。又之を結果より見れば、青春期に於ける青年の針路を誤らしめず、心身の健全なる發育を促したといふ効果も存した。即ち若連中に依つて迷ひ易き青春期を事なく過し、結婚するに至つて父兄も始めて安堵する。此の意味に於て若連中組は父兄側よりも期待されてゐたのである。かくて戸主となり妻を嫁れば多くは若衆組を脱するのを例とした。要するに若衆組は境遇を以て集り愛郷心の涵養と娛樂矯風とを

目的とし、氏神を産殿として誕生せる雄々しき自治の青年團であつた。

念ふに年齢は此の境遇を本位とすることが、家庭及人情の自然であるやうに思はれる。従つて青年會の入會及退會は、各自の境遇即ち主として結婚を以て限界とすべきものと考へる。近來地方の結婚年齢は概して高年に傾きつゝあるも、二十二三歳より二十五六歳の間を上下すべく、將來は職業生活等の關係より尙年齢を高めることと思はれる、假りに中庸を得るとすれば、予は公民年齢たる二十五歳を以て最も適當であると考へる。

元來邦人は早熟早老の風があるやうに思はれる。我等は私人の意見として、なるべく高年齢に達するまで青年團體に加盟を奨め、永遠に青年として、若々しい希望と意氣とを維持せしめたい。此の見地より言へば、二十歳前後にして青年會の賛助員とか後援者とか大人らしき肩書を附せらるゝより、寧ろ缺點もあり希望もある偉大な腕白な青年となつて修養して欲しい。缺點のある青年に希望がある。三十歳は愚か四十歳までも五十歳までも青年たる氣分を持たせて欲しいと思ふ。

全體青年の定義を單に年齢のみを標準として定めることは理想に遠いやうに思ふ。自ら足らざるを識つて修養に志し、前途に理想を描き常に努力して其に到達せんとするものは皆青年であると信ずる。此の意味に於て予は現在青年であり將來も青年である。恐らく生涯青年であるであらう。自ら青年となるに非れば、又自ら青年の境遇に身を措かざれば、眞の青年の俤は胸底に映じて來ないものである。

年齢は思潮の最大公約數である。相等しき年齢は略相等しき思想を生むものである。然しながら五年十年の相違は必らずしも全員一致の行動を阻止するものとも限らぬ。青年會其の物が既に若者の意氣の象徴である。此に加盟するものは、自ら意氣を新にし團體の精神に共鳴するを要する。

極端の例かは知らぬが、親と子とは年齢に著しい相違があり、境遇も異つてゐる。然し一家といふ法人の中に父子和樂し、緝睦し合ふてゐるでないか。予は年齢を統一するより寧ろ其の精神を統一したいと思ふ。若し強て二十歳以上を區分せねばならぬならば、壯年團を設置するも一法である。(別項参照) 又二

十五歳までを團友とするも宜しい。在郷軍人會に包容することも一法であるが青年全部が軍隊に入營するものでない、又青年會と在郷軍人會とは稍性質を異にしてゐるので、此もどうかと思はれる。

要するに年齢に關しては、地方の實際を酌量して適宜の方法を講ずべく、青年會員の生年月日を調査し、満期となるや直に退會を命ずるやうなことは避くべきことのやうに思はれる、尤も二十歳に限定した理由の一は、從來の青年團員中には、高年者が多き爲に少年者との意思の疏通を缺くの傾あるばかりでなく動ともすれば、政黨に害用せられる悞のあること、竝に高年齢者は徒らに事業の爲に事業に奔走し、修養の本義を没却する傾向があり、延て修養本位の青年を荼毒するといふ點に存したこと、思はれる。

事業に没頭して修養を閑却することは避くべきことであるが、修養の手段として地方改良に縁ある事業を經營することは寧ろ奨励すべきである。又政黨政派に害用せられることは禁物であるが、政治の研究は寧ろ奨めるべきものである。予は寧ろ政黨政派に利用せられぬ自覺した青年及青年團をつくりたい。又古稀

に近いやうな老人を會員とすることは考へ物であらうが、地方に依つては三十歳前後の壯年者をも打つて一團とするとは必らずしも統一上困難なことではない。意思の疏通は必らず出來ると思ふ。要するに、何事も極端に馳せるのは宜しいことではない。要は短所は短所として矯正し、長所は長所として益、其の特色を發揮せしめ、團體有終の美を濟さしめることである。

### 三 設置區域及指導者

設置區域は市町村に歸一し、部落を支部として現存せしめる方針であるが、是に關しては別に問題も起らなかつたやうである。然し廣大な部落に於ては強て支部として行動の困難なる團體とする必要もなからうと思はれる。

如何に形觀のみ齊ふとも、実績が擧らなければ、恰も花ありて實なきと等しい。町村青年會を獨立せしめ、部落に支部を設置する形と、部落を獨立の團體と認め、町村聯合會を設置する形とは、其の形觀に於て大差なきが如く思はるゝも其の機能より論ずれば著しき相違が存する。支部の制度は恰も小學校の本

校分校關係の如く、分教場は独自の行動を執ることが至難である。從來部落を以て獨立せる青年會にして支部となれる團體中には、永い間の歴史と習慣とに鑑み、名殘欲しきを覺えた地方も少くなかつたこと、思はれる。然し自治體の單位に合致せしめるといふ方針は、自治の將來に鑑みて適當のこと、思はれる。

×次は指導者であるが、青年團其の者の性質より見れば、團員中より適任者を選出せしめ、眞に自治的に組織經營せしめることであるが、現今の状態に於て其が時期尙早であるならば、會員以外即ち町村部落の有力者を選出して會長となし、其の指揮なり指導を仰ぐが宜しからうと思ふ。校長村長等の優劣適否など此に論すべきでなからうと考へる。資格や職業よりも人格である。眞に青年を愛し、地方を愛する人格者であるならば、身分や地位の高下は強て問ひたくなまいと思ふ。然し補習教育其の他の關係より現在及將來の會長の椅子は小學校の教師に歸するやうにも思はれる。(別項參照)

理想よりいふならば、其の郷土の大地主名望家にして地位と勢望を兼備する人格者を會長としたい、若し夫れ此等の大地主が其の子弟に高等の教育を施し

地方改良の趣味を體得せしめ、青年會の指導に全力を傾注せしめるならば、更に理想である。又名門の子弟にして自ら教師となり青年及少年の教養を天職とするならば、地方は更に幸福を感ずることであらう。方今動ともすれば、村長に新思潮の理解乏しく、地主に人格者少く、所謂篤志家は勇氣と決斷力を缺き、豪農の子弟は多く都會の憧憬者にして地方改良と沒交渉であると言はれてゐるのは甚だ殘念である。青年團體を活動せしめんとせば、先づ教養あり人格ある有能の指導者を養成することである。

#### 四 修養と事業との區別

經費は青年團員勤勞の餘得を以て支辨し、素りに寄附援助等を仰がざる方針は獨立自助の精神を養成する上に於て我等の賛同することであるが、青年團の事業にも大小輕重が存する。團員の勤勞のみを以て經費の全般を支辨することは至難のやうに思はれる。さればとて修養團體と定義を下されたる今日多くの經費を得べき事業を經營することは困難であらう。従つて此際町村は相當の補

助金を與へ、青年團の大成を督勵して欲しいと思ふ。又地方の有志は青年會員の實績に鑑み、適宜の方法を以て經費に關し團體を補助せんことを望む。獨逸の如きは政府自ら文書を發布して地方篤志者に青年團費の寄附を勸誘して居る。町村よりみれば青年團は町村の愛兒である。彼をして獨立獨行の精神を懷かしめ、刻苦自立の習練を積ましめることは、極めて必要であるが、適當なる學費を與へて其の志業を大成せしむることも、亦極めて重要なことである。殊に大地主は青年團員と密接の關係を有するを以て、適當なる獎勵の方策を講せんことを切望する。

最後に修養と事業との關係であるが、此は年齢に次ぎて問題を惹起せるものである。訓令は再度に涉つて青年團體は修養團體なりと定義を明示して居る。矯風も娛樂も地方改良も廣義の修養若くは修養の手段若くは結果に外ならぬ。此の意味に於て青年團體を修養の團體と定義したことは、天下の承認する所であつた。

然しながら多くの指導者中には修養の二字を狹義に解して從來經營し來れる

植林、試作地、道路改修等地方改良に關する施設經營を中止し、若くは輕視せんとするものが少くない。此の如きは稍常識を失せる沙汰であるが、而も其の事實の無根ならざるを悲しむものである。

念ふに事業は修養の目的を達する手段ともいふべく、又修養は事業の前提であり、經過であり、豫備であるとも言ひ得る。簡單明瞭に之を言へば、修養即事業、事業即修養である。事業と修養との間に儼然たる區劃を設くるが如きは幼稚の見である。只戒むべきは事業せんが爲に事業を營むの弊である。某地某青年會は嘗て年中行事として其の地の道路改修工事を擔任し多少の神聖なる報酬を得來つたのであるが、遂には報酬を目的として事業に狂奔し、請負團體の如きものになつたといふことであつた。斯の如きは事業の爲に事業を營める適切なる例である。苟くも修養の本義を忘却せず、修養の目的を達する手段として經營する事業なるに於ては、青年團體たるもの率先之に従事せよ。

加之らず青年團體の施設事業は、多く地方改良に關聯し、郷土の振興に終始してゐる。地方改良郷土開發は青年修養の大目標であり此に到達する行路が青年

の大修養である、青年たるもの宜しく父兄に代り、或は父兄と戮力して此の目的に向つて進め。

青年は未成品である。身體も智識も財力も充實してゐない。従つて之に向つて大事業の完成を望むことは無理である。然し將來自治體の善良なる公民となる運命に措かれたる青年が、其の豫備訓練として地方改良に關係し、公共公益及慈善に聯關する施設事業に參與することは、青年心身の發育を助くる所以にして、此の間青年の智見を弘め、協同の徳を養ひ、勤勞の善習を促進し、活動能率をも向上するのである。我等は地方の青年指導者が細節に拘泥せず、常に大所を遠觀して青年團體の本領を發揚せんことを切に望んで止まぬ。

### 第三章 青年團と娛樂

#### 一 修養と趣味と教訓

地方青年の娛樂は青年の修養上のみならず、地方改良の効果を期する一種の政策として眞に研究を要する問題である。

地方青年の娛樂は、實業の趣味を啓發し、勤勞心を培ひ、身體の發育を資け、精神の修養に裨益し、品性を陶冶し、且つ團體の團結心を鞏固にし、團員の協同心を訓練するに有效適切にして、尙多くの經費と準備とを要せざることを理想とする。然しながら今猝かに、此の標準に合致する娛樂を案出することは困難と思はれる。故に従來の種目中より此等の目的の全部又は一部に適合するものを採擇し、之を以て修養化趣味化教訓化せんことを望む。

#### 二 活人畫尺八福引

青年會を開くに當つて、常に問題の一となるものは、餘興であらうと思はれる。餘興は外部より招聘し、少からざる經費を要せる地方もあつたやうに思はれるが、近年は會員自身擊劍、柔道、角力等を演じ、講談、落語、奇術等を試演し以て餘興に充てんとする氣運が熟して來たことは、頗る欣ぶべきことで、是は餘興に非ずして寧ろ本興であり、娛樂に非ずして修養である。

娛樂の種目としては、前記の外野仕合、竹馬競争、競馬、農裝競争、二人三

脚、綱引、旗送り、俵運びなど中等學校の運動會の種目等を參酌すべく、但しなるべく服装準備に經費を要せぬやう。且つ田園生活に調和せる質素にして趣味ある種目を擇ばねばならぬ。是は幹部主催者の智慧袋を絞るべき事である。五分間演説、討論も娯樂と見做すべく、活人畫、假裝は女裝を避くべきである。支部會部落會には持寄福引も趣味深く、尺八、ハモニカの吹奏も面白い。浪花節も興味深く、農村改良阿呆陀羅經亦風情を添ゆる。双六、トランプ、將棋、圍碁等を弄ぶも愉快であらう。御製かるたに聖徳を偲び、常識かるたに常識を養ふのも清娛である。

### 三 處女會との提携

敬老會は孝道を精神とせる一の娯樂とも稱すべく、處女會と合併して、處女は接待の任に當り、青年は幻燈、蓄音器等の娯樂を擔任するならば、一郷を中心とせる一大家族を形成し、老人は固より青年及處女の理想的娯樂となるであらう。補習學校と提携して成績品展覽會を開き、農會其の他の援助の許に農産

品農藝品其の他の品評會を開くことは、通俗教育及地方改良の上よりも推奨すべき娯樂である。青年團主催の區民談話會なども開設すべきである。

青年團が處女と合同して恩師舊師の謝恩會を開くことも或意味に於て娯樂といふべく、餘興として活人畫、對話等を演すべく、校庭に賣店を開き、簡易なる印刷物を發行し、時としては煙火を打揚げるも面白い。此時各種の運動競技を催すことは勿論である。

### 四 趣味深き讀書批評會

青年團が町村の年中行事を擔當すること譬へば氏神祭典の準備一切に任じ、藥師開帳其の他の年中行事を擔當執掌することは、一種の公共事業ともいふべく、町村繁榮の方面より見るも立派なることである。

名勝古蹟の保護保存は郷土擁護より見るも必要なることで、青年團の事業乃至娯樂として最も適當なるものである。植林を初めとして、花園、果樹園、蔬菜園の經營も田園趣味を鼓吹し、勤勞の美風を涵養する高尚なる娯樂と目すべ



きである。

雜誌の回覧、俚謠、子守唄の蒐集習作も高尚なる娛樂である。郷土歴史編纂をも奨めたい。俳句の開卷、田園文學の募集なども愛郷心の養成と終始する有趣味の娛樂である。

青年團員は農閑時期には夜學に通勤し、平日は多く夜なべをして居るから、晴耕雨讀晝耕夜讀のみを理想とするには困難であらうが、暇なき間に眞の暇を作つて讀書の美風を養ふことは、智識の開發上にも、精神の修養上にも、將又處世の活動上にも必要のことである。此が爲に圖書館巡廻文庫も設けられてゐるのであるが、更に一ヶ月一回若くは二回夜學所に集合して讀書會を開くことを奨めたい。豫め指定された書物の内容を批評し合ふ方法は興味深いものであるが、一ヶ月程の間必らず一冊の圖書を熟讀し、讀書會の當日其の内容を互に發表し合ふて、互に修養に資する方法など殊に面白からうと思ふ。

## 五 探險と兎飯と水泳

團體旅行、遠足等は身體を鍛へ、智識を増し、見聞を弘め、友情を温め協同の精神を養成するに絶好の娛樂である。平素の貯金を利用し、農閑季節を善用して、一年一回若くは數回遠足旅行を計畫するも宜しからう。名勝古蹟を探る序に優良町村及青年團を訪問することを忘れてはならぬ。東京大阪京都名古屋等の大都會を見物して都會及農村の生活と比較研究することも必要である。登山は脚力を鍛へ、意志を練る上に尤も適切の娛樂である。殊に富士登山を奨めたい。深山幽谷の探險には父兄の非難恐怖を招かぬやう十二分の用意を凝らすべきである。夏日水源を究めて瀑水に浴し、冬日雪山を跋涉して兎を狩るなど殊に愉快である。狩り得た兎は處女會員に調理を乞ひ、其の兎飯は敬老會員に饗應せよ。

水泳は海國青年として是非とも心得ねばならぬことであるから、夏日一日を割愛して青年團聯合舟遊會を催し、水泳を練習すると共に海洋に親しむ精神を培養しなければならぬ。海濱に遠き青年團は湖沼、若くは江河を利用して泳術を練らねばならぬ。水泳は護身ともなり、保健ともなり萬一の場合の人命救助

ともなる。海外發展を以て大經綸とする將來の日本男子は、別して海洋に馴れ、航海に趣味を懐くことが必要である。

團體釣魚も楽しく、川狩も興味が饒い。汐干狩は海の摘草ともいふべきものである。然し凡て海洋に因む娛樂は危険を伴ひ易き故に深き注意を要する。

## 六 郷村娛樂日の設定

農村年中行事に際して青年團は雷に幹旋の勞を取るのみでなく、其の革新及改良にも全力を注がねばならぬ。陸軍紀念日に軍事に因める講演會を催し、豊年祭に擊劍大會を開き、政治祭に憲法講話會を開催するなど其の一例である。毎歳繰返す行事に新しき精神を織り込ませる任務は青年團である。

漫然と繼承してゐる陳套な行事は斷然禁廢するも宜しい。然し温故知新、無意に行つてゐる行事の歴史を釋ねて、初めて其の由來の神聖なるを知り、故人の用意の非凡なるに服する場合も少くない。此の吟味研究に當るのも青年團である。

次に青年團が毎年一回娛樂日を設定して、會員合同し、各方面の娛樂を試演し、郷村民に慰藉を與へんことを希望する。秋季若くは春季の農閑にして氣候の温和なる時日を卜し、鎮守寺院境内又は小學校庭等に於てあらゆる競技と娛樂とを催し郷村の老幼は固より他郷に在る近親縁者まで觀光するといふ仕組にするのである。處女會と合同する場合には、處女に來賓の接待（殊に婦人客の）茶菓の饗應を初めとして、萬一の場合の兒女の救護等を依頼するのである。

## 七 青年團學藝大會

尙補習學校の卒業式其他適當の日に青年會主催の學藝大會の開催を奨める。這是補習學校青年會に於て平素習得せる學課及技術の趣味的復演を行ひ、之に附帶して對話、活人畫、席上揮毫、音樂等を行ふものにして、當日青年の成績品として、習字、圖畫、作文、日記の類、草鞋、簀、繩、其他青年の手藝品を陳列して一般に公開することも興味あることである。

小學校に於ては時々學藝會を催してゐるが、青年團の學藝會は一般に行はれ

て居らぬ様である、故に一年一度適當の日に開催し、之を年中行事の一にして欲しいと思ふ。主として體育獎勵の目的に出で、ゝゐる娛樂日と、主として教育振興の方寸に出で、ゝゐる學藝會とを春秋兩季の青年團の新二大年中行事とし、此に依りて青年の智識を高め體育を向上し、健全なる風紀を作興し兼て郷村の繁榮を策圖したいと思ふ。

#### 第四章 中等學校卒業生と青年團

##### 一 中學校生徒と青年團

青年會は多く郷土に現住せる青年のみを以て組織し、中學校農學校等中等學校に學修せるものは其の自宅より通學すると否とに拘らず、青年團體に加入して居らぬが普通のやうである。現に地方青年團の會則をみると、『本會は義務教育を修了し、中等學校に入學せざる本村在住の青年を以て組織す』といふやうな條項が多く、中には『但し中等學校に入學せるものと雖、本人の希望により特に團員となすことを得』など、規定してゐる地方もある。

中學校、農學校等に學べば、青年會及補習學校に就いて智識を研磨する必要はないといふ考へよりして、畢竟斯様な會則を設け、又實際其のやうに行つて居ることゝ思はれる。

然しながら、此は熟考を要する問題である。單に智識技能を學び修めるならば、中學校農學校は、青年會補習學校以上の好機關であることは勿論であるが、青年會は單に日常必須の智識技能を修めるのみならず、進んで地方を開發し、郷土を繁榮にするといふ、重大な使命を帯びてゐる。

此意味に於て、中學校、農學校等の生徒は、其の自宅より通學するものと寄宿舎其の他より勤學するものとに論なく、郷土の青年會に加盟しなければならぬことと思ふ。

##### 二 在郷青年と學生との聯絡

勿論一般の青年團員の如く、會合毎に出席することや、道路の草刈道普請などに、毎回従事することは學業の關係上困難であらうと思はれるが、日曜祝日

等に催される青年會の遠足や、運動會には必らず參加すべく、敬老會、學藝會にも奔走しなければならぬ、殊に都會に於ける學生の夏期及冬期の休暇は在郷青年と聯絡を圖る僥倖の機會であるが故に、力めて試作地の協同勞役に服するとか、植林地の手入をするとか、或は同窓會を開くなどして、郷青年と起居を俱にし、互に意志の疏通と、感情の融和を圖らねばならぬ。

又談話會、懇親會等へは力めて出席して、學校生活の實況を紹介し、都會生活の表裏を物語つて、郷青年の參考に供すべく、郷青年が之に對して郷土の動靜、會員の異動等を物語るやうにするならば、相互休暇を活用することとなり、學生の父兄も必ず感謝することゝ思はれる。

鹿兒島縣日置郡伊作村青年會は嘗て郷里出身の遊學生が、休暇に歸省して都會の惡風を傳へ、輕佻浮華の振舞を爲し、郷青年を誤るが如き行爲あるを慨し、歸省學生と、在郷青年との聯絡を圖る爲に學生歸休會を設け、屢懇親會を開き運動會を催して、智識と趣味との交換をした爲に、昔時の宿弊を一掃したといふことである。

### 三 農村の高等遊民

斯様にして、常に在郷青年との聯絡を圖れば、在郷青年は都會及學生の實況を知るを得、學生は郷土の趣味を常に頭に胸に湛へてゐるが故に、自ら精神上の慰安を得られ、延いて愛郷の情を濃かにする。此は消極的には學生の墮落を未然に防ぎ、積極的には學生をして、錦衣歸郷の自覺を促す媒因ともなるのである。此は中等學校のみならず、高等學校、大學校の學生にも適用が出来ることである。

然るに、方今の状態をみると、地方出身の學生と、郷青年との聯絡十分ならざるが故に、休暇を得て歸省し、卒業證書を懷にして歸郷するも、兩者融和せず、胸襟開けざるが故に、學生は郷青年を無識者と蔑笑し、郷青年は又學生を泰平の遊民と呪咀するが如き狀を呈する、幸か不幸か、更に高等程度の學校に入學するものは、再び離郷すべきも、家庭の事情之を許さず、家庭許すも、入學試験に依りて志を得ざるものは、所謂蛇の生殺の如き境遇に陥り、數箇年の

自由氣儘なる學生生活は父祖傳來の緻に親しむの氣風を奪ひ、さりとて前掛姿して算盤を弾くを屑とせず、己を得ず文學雜誌を耽讀して、遂に閑居不善を爲すに至るのである。青年の不幸は固より、高き月謝と長き星霜とを費して、斯る子弟を得た父兄の心中は同情に値する。

#### 四 中等學校卒業生の善導

此の缺陷と弊害とを矯除するの途は、在學中彼等を青年團員たらしめ、若くは郷土との聯絡を密にし、卒業の曉彼等を善導して、青年團の中堅指導者たらしめ、尙ほ進んでは地方改良に挺身せしむるに存する。

殊に長男にして父祖の業を繼ぎ小作人監理、農場經營に必要な智識を學修する爲に、中學校農學校に學べるものは、別して在學時代より地方青年團と歩調を俱にし、地方問題に接觸することが肝要である。中等學校に於いても此等長男と一般二三男とを全く區分教養することは困難であらうが、なるべく手心を加へ將來歸郷して地方の中心となるべき學生に對しては、特に課外講話とし

て地主對小作人問題、自治制度の運用、信用組合の經營、耕地整理、選舉、納税其の他の智識と思想とを授けると共に、學校園を利用して實地指導をなし、勤勞と學理との併行調和を圖らんことを望む。今や軍隊に於てすら農園を設定して、常に愛農愛郷の精神を鼓吹しつゝあるに非ずや。

念ふに中等學校に學べる學生は、郷土に於ても中流以上即ち地主豪農名望家の子弟なるが故に、此等の青年をして郷土の開発に趣味を懐かしめることは、將來の自治振興の上よりみるも極めて適切なる策である。

#### 五 教育者と中等學校卒業生

青年團の指導者として、小學校長並に教員は適任者と認められてゐる。校長は相當の年輩たるべきも、一般教員の中には、師範學校卒業の青少年多く、准教員に至つては適齡未滿の子弟もある。此等の教員と中等學校卒業者との聯絡を通じ、提携の途を講ずることが肝要である。地方の實際をみるに兩者の間全く融和せるものと謂ふことが出來ぬ。教員は兒童を介して青年を指導せんとし、

地主の子弟は地主の地位に立ちて自ら郷青年に望まんとす。地位門閥の未だ尊重せらるゝ今日、小學教員の苦心をも想像しなければならぬ。

此際中等學校卒業生をして教師と握手協力せしめて青年團體を指導せしむるやうにしなければならぬ。又町村の當局者は此種卒業生をして、自ら進んで地方改良に従事せんとする精神を喚起するやうに、獎勵指導することが肝要である。

## 六 農學校と青年團

假りに一町村に十人の中學校、農學校の卒業生が居て、部落の青年團の支會長として、又補習學校の教師として趣味を以て貢献するならば、校長、村長は非常なるよき味方を得たことになる。殊に小學教師に代つて補習學校に教鞭を執るやうになれば、教師は其の餘力を他の方面に割愛することが出来て好都合である。固より校長たる資格はなかるべきも、教員として郷青年を指導するに何の不可がある。中學校に於て學び得た所を、實際生活に活用してみるのも自

己の研究となる。運動會、學藝會、旅行、理謠改善、郷土史編纂其の他に關して理想を發揮すべき事項も多々あること、思ふ。

農學校は、鍛と學理との調節を圖る唯一の機關である。其の卒業生は、郷青年と共に山野に出耕して勤勞の精神を鼓吹すると共に、農業の新方面を開拓し、青年團補習學校の試作地を理想的に經營し地方父兄にも福利を與へねばならぬ。今や農家經營は、農業の前途と共に重大なる國家問題となり來つた。農學校卒業生の使命も重大である。

## 七 夫妻協同の地方改良

尙臚を得て蜀を望むならば、中等學校の卒業生が更に高等の學校に入りて學事を研修するの傍都會の生活を研究し、其の裏面を觀察し、各方面の名士とも聯絡を通じて地方改良に關する造詣を積み卒業後郷里に歸郷して郷土の改良をなさんことである。將來村長の公務は益々多端となり、校長の職務は愈々多忙となるべきを以て、青年團體の指導に全力を傾倒することは時に困難となるであら

う。然るに地主名望家の子弟なる此等高等學校の卒業生は直接公務を有せず、加ふるに生活上の不安なく且つ概して自由なる境遇にあるを以て、彼等をして將來の公民たる青年の指導に任せしめることは、町村自治の將來に鑑み欣ぶべきことである。

## 第五章 小學校を中心とする青年團

### 一 指導者の順位

大正六年文部省の發表せる調査の結果に依れば、全國二萬三千餘の青年團體の指導者の順位は、左の如くになつてゐる。

- 地方名望家 六、七九八
- 校長及教員 六、一七一
- 郡市長町村長 四、八〇一
- その他 三、五〇三
- 會員 一、四七一

其の他の中には、醫師、神官、僧侶、軍人等を包含すること、思はれる。會員の指導者とは青年會員の會長を指し、町村長中には、町村吏員をも含むなるべく、名望家とは、町村長學校長以外の地方の重立者を指すものと思はれる。然しながら町村長にして名望家なるものもあれば、校長にして人格高く地方の重鎮となつてゐるものも少くない。従つて指導者を正確に區別することは甚だ困難なことであるのみならず、青年團體の性質から考へるも、餘りに指導者に關して分類を施すことは望ましくない。本書の反復する如く、寧ろ將來は全く團員の自治に委すべきである。現今指導者を要するは、正に其の豫備訓練と目すべきである。

而して最近に至りては、小學校長を指導者とする青年團體の數著しく増加し來り、指導者の順位中第一位を占むるの趨勢を呈し來つたことは注目に値する。

### 二 教育家と青年團

青年團體の指導者とし小學校教師の適任者と認められた主なる理由は

- 一 青年團體が修養機關となり補習教育を以て眼目となすに至りしこと
- 二 青年團體の年齢が二十歳を以て常例となされしこと
- 三 補習教育の普及と校長の兼務
- 四 町村長は青年團體を政治に利用するの悞あること
- 五 自治の將來に鑑み、町村長の公務多忙となり、青年教育に十分の力を注ぐこと困難となること
- 六 町村長中には往々額齡者あり青年の思想を理解すること困難なるもの少からざること

小學校教員は、單に兒童の教化のみを以て足れりとせず、兒童を介して家庭の改善を圖り、父兄と親善して自治の發達に留意するを理想とするの抱負がなくてはならぬ。然しながら近年社會の進歩と教育の進歩とに伴ひ、教授訓練の内容益々精細なるを加へ來りたるを以て、從來に比して、著しき努力を要するに至つた。又家庭に於ける子女の教養に關しても苦心を要すること多く、尙之に加ふるに、青年團補習學校、處女會等の指導教養を托せらるゝに至つては、其の

責任の重大にして、其の勞務の甚大なる、一般の容易に窺知すべからざるものが存する。

### 三 教育家と父兄との接觸

然しながら小學校長が青年團の指導者として朝野より歓迎せられるやうになつたといふことは、

- 一 教師の社會的地位を高め
- 二 教師と父兄との意思を疏通し
- 三 小學校と家庭及町村との連絡を密にする

よき機會よき媒介であると考へられる。此を以て小學校長は大なる名譽として青年の指導に盡瘁せよ。

從來小學校の教師は、概して父兄及町村との接觸が十分でないやうに思はれる。其の主なる理由は教師が進んで町村と接觸することを欲せず、小學校以外の天地に接するを避けんとせるに原因すると言はれてゐる。此が原因となり結



果となつて教師と父兄及自治體との關係は、極めて親密圓滿なる状態に至らなかつた、此れ懸て小學校を中心とせる自治の理想郷の實現せられざりし主因と目されてゐる。

#### 四 教育家の重大なる使命

教師が青年團の指導に力を盡すに至れば、事務益多忙となるべきは言を俟たざるものであるが、青年教育と兒童教育とは、彼之相通する點多く、加ふるに、青年教養の機關として、小學校舎及運動場を有し、各種の參考資料も利用し得られる。殊に青年團體と異身同體の指導に多くの便宜と機會とを有する。

又之を人一代の教養より見るも、義務教育のみを以て教育を完成するものといふことは出来ぬ。寧ろ精神及思潮の動搖期たる青春期の教養を以て最も効果あり且つ切要と爲す。小學校に於て教養したる智識と善良なる習慣とを青年期の教育に繼續せしめて、始めて教養の意義が認められ、又此に教育の興味も存する。要するに小學校長はして青年團の指導者たるに於ては教育と地方改良と

の關係を緊密ならしむる楔子ともなるべく、此に努力することに依りて、自ら教師の社會的地位も上進せられるのである。

#### 五 處女會と女教員

斯くの如く小學校長は、青年團體と密接の關係を有するを以て、小學校教員は、よく校長を輔けて青年團の活動を幫助し、小學校をして町村教化の中心たらしめねばならぬ。

尙近年頻に勃興し來れる處女會、婦人會等婦人の教養に關しては、特に女教員の努力に俟たねばならぬことが多い。從來動ともすれば女教員は男教員に比し一層父兄及町村との接觸を厭ふもの多く、爲に一度校門を出でたる女子との關係は、日を追うて冷かならんとするの狀勢を呈した。處女會は女教員と町村父兄との親善融和を促す絶好の媒介機關である。其の人格と智能とを提げて一面同情すべき境遇にある地方處女の教養に任せよ。

念ふに將來青年團及處女會の發達するに伴ひ、男女教員の使命は益々重大なる

を加ふべく、校長を中心とし、校舎を家庭とし、男女教員は協力提携以て小學校を中心とせる自治の理想郷を實現せんことを望む。

## 第六章 地方青年の分類

地方青年（主として農村青年）を身分、學力、地位並に職業、境遇、娛樂及び趣味、健康、志望等に分類して、大體の説明を加へ指導者參考の一資料に供する。

### 一 身分等に依る分類

(イ) 長男——最も其の數に於て多數を占むるのみならず、將來主として土著の公民となるべき青年なれば、概し眞面目なり。青年團體の中心は此の眞面目なる長男の青年ならざるべからず。

(ロ) 二三男——長男に比して概して覇氣を帯べるは、自由の境遇に在るが故なり。極めて將來ある青年なる丈け、動もすれば團體の異分子となる懼あり。現在都會に居る名士は多く嘗て地方の二三男青年なりしならむ。

(ハ) 養子——動もすると、土著青年と融化しがたき傾向あり。

(ニ) 外來青年——年少教員、事務員を首めとして、臨時に町村に轉住して、青年團に加入せる青年にして、概して常識發達すれども愛郷心乏しく、土著青年と意思の疏通を缺き易きは當然なり。

(ホ) 奉公青年——地主等に奉公せる青年にして、身體強健なれども、往々無責任なる行動を敢てし、善良なる郷青年を誘惑することあり注意すべし。

(備考) 要するに、地方青年團の中心は長男なるべく、之に將來他郷に活動すべき二三男を加へて一團となし、都會及農村との聯絡を通じ郷土の發達を圖るべし。奉公青年等は團體の力を以て感化啓導すべし。

### 二 學力に依る分類

(イ) 義務教育修了青年——義務教育を修了せるのみにて、高等小學校以上に學ばざる者なり。智識乏しき代りには概して温順にして農業に精勵す。頼もしき青年なり。

(ロ) 高等小學校卒業青年——高等小學校を卒業せる青年にして、學力前者に優ること勿論なり。

(ハ) 中等學校卒業青年——中學校、農學校を卒業し郷土に在住する青年にして、多く地主、校長、有力家、僧侶、神官等の子弟なり。都會に赴きて成功する者もあれど、頭腦のみ發達して實力に乏しく、往々驕慢となり、父祖の業を輕蔑し、身の程も知らぬ野心を懷くものさへあり。青年團員と相伍するを厭ひ、文學雜誌などに耽溺するもの亦少からず。

(ニ) 高等教育青年——高等程度の學校を修了せる地主等の長男二三男にして、自ら高き理想を持って餘せるもの少からず。是等の青年に自治思想を鼓吹し、愛郷心を復活せしめ、郷土の開發に興味をもたしむるは刻下の急務なり。然らずんば適當なる就職口を周旋して都會地に活動せしむべし。

(ホ) 講義録青年——通信講義録により學習せる青年にして多くは二三男なり。家庭の境遇により中學校に入るを得ず、講義録にて晴耕雨讀し、以て一般の學識を得んとする奇特なる青年多けれども、中には巧妙なる廣告に利用せられ、早

く都會地に出て立身せんとして焦慮する青年も少からず。講義録より投書青年を出だす悞あり。

(備考) 義務教育修了者若くは高等小學校卒業者最も多く、思想亦概して健全なり。之を青年團補習學校に於て訓練すべし。

### 三 境遇に依る分類

(イ) 土著青年——長男にして將來父祖の業を繼承せんとするものなれば、地主小作人の別なく、概して温厚にして篤實なり。

(ロ) 出郷希望青年——二三男にして、就職口さへあれば、他郷に出でんとするもの、若くは家庭の事情より早晚出郷せざればならぬ境遇にある青年なり。一面同情に値するも、中には無責任の二三男も少からず、兄弟力めて戮力融和し圓滿に自己を開拓するに力むべし。

(ハ) 未定青年——分家か、入婿か、或は都會に赴くか自ら其の運命を知りがたき境遇に在る青年なり。急がず撓まず青年團體に於て修養勉強すべし。

(備考) 二三男増加し、土地に制限ある今日に於ては、早晚出郷せねばならぬ青年多かるべし。青年に學問を授けると共に、海外の移住殖民方法を講ずるの必要あるべし。

#### 四 地位及職業に依る分類

(イ) 地主青年——小作人に田畑を貸しつけ其の年貢米を以て生計を立つる地主の青年なれば、是亦多く鋤を取らず、中學校より更に東京大阪に遊び、机上の學問を學びて歸郷するもの多し。

二三男は多く月給取りとならんが爲に出郷するも、長男は早晚歸郷す。將來此種の青年を訓練して青年團の指導を托すべし。

(ロ) 小作青年——最も多きは此なり。晨に星を戴き、夕に月影を踏んで歸る健實なる田園生活を營む。身體健全にして徴兵検査には常に優等の成績を占む。只生活に困難なるが爲に、往々卑屈となり、或は地主に反抗せんとするものを出す。

(ハ) 官公吏の子弟——有給村長等を始めとし、官吏教員其の他の子弟にして着實

なる思想を有するもの多きも父兄の職業上土著農村青年と幾分か融和し難きが如し。

(ニ) 神官僧侶の子弟——神官及住職の子弟にして前者に比すれば田園趣味を有す。尙實業家青年もあれど、是は地主青年と大同小異なり。

(備考) 最も多きは小作人及自作人青年なり。地主青年に高等教育を授け、小作人の指導に全力を傾注せしむべし。是地方改良より見るも適切の策なりとす。

#### 五 趣味娛樂に依る分類

(イ) 愛農青年——農業を愛し、耕耘を趣味とし、不平なく煩悶なく、父祖の業を營みつゝある愛好すべき田園青年なり。

(ロ) 虛榮青年——伊達の煙草をふかして、衣服を飾り僅かの會費を吝み、而も高價の石鹼を購求するが如き青年なり。遂に酒色に耽るに至る。地方處女の敵、青年團の害蟲なり。

(ハ) 買食青年——小使を買食に費消する青年なり。節句などには駄菓子屋、居酒屋などに寝ころび将棋など指しながら貴重なる時間を空費す。概して横着にして勤勞を厭ふ。

(ニ) 俳句青年——俳句に興味を持ち、運座を催し、俳句の開卷募集などをなし、同趣味の他郷青年と好んで交際す。他の青年が煩冠りして夜遊びする時は、夜學のランプを繼ぎ足して、句作に耽る頼もしき青年なれど、之に耽りて實業を忽にするは宜しからず。

(ホ) 運動青年——運動好き、旅行好き、遠足好きの青年なり、平素蓄積せる小使を活用して旅行等をなすこと亦あしからず。

(ヘ) 貯金青年——副業其の他の勤勞による収入を貯蓄するを趣味とするもの、之を學習に供し、或は婚費に充つるは稱揚すべきことなり。但し守錢奴となる勿れ。

(ト) 投書青年——近來最も増加せるは地方青年の文學雜誌耽溺にして、思想を散漫ならしめ、愛郷心を沮喪せしむるものは、實に此の恐るべき文學雜誌なり。

投書青年は此等文學雜誌の愛讀より發生するものにして、一度投書熱に罹れば家業そつちのけとなり、遂に農業に慊焉の情を懐くに至るべし、詩をつくるより田を作るべし。

(チ) 投機青年——時局の悪影響とも見るべきか、地方青年にして相場を試みるもの多し。指導者は成金崇拜、黄金心酔の悪傾向の撲滅に全力を注ぐべし、僥倖心は地方改良の大敵なり。

(リ) 政治青年——生半可の學問ある青年に多く小作人の二三男にして都會地より歸郷し來れる各種學校の半途退學生等之が煽動をなす。選舉に狂奔し、政治演説に熱中し、果ては良民を使喚するに至る。學問中毒の弊とも見るべし。政治思想は養成すべし。半可通の政治思想は絶対に排斥すべし。政治は文學と等しくパンの材料とならず、況んや未熟の文學と政治をや。

(ヌ) 發明青年——吃々として農事其の他の研究をなし、案外なる發明をなす青年あり。製茶機械、養蠶器具等を始めとして、其の他の斬新なる農具を改良し、特殊の新發明をなさんとする精神は愛すべし、只家事を忽にすべからず。

(備考) 其の他狩獵、寫眞、漁獵、造庭等に特殊の趣味を有する青年多し。一々之れを挙げがたしと雖も、家業の妨げとならず、經費を多く要せず、精神及肉體の發達に資する娛樂趣味は其の種目を問はず奨励すべし。然れども最も好ましきは田園生活其の物を趣味とし、娛樂とするの趣味なり。

## 六 宗教に依る分類

(イ) 佛教青年——農家の信仰は多く佛教なるを以て青年亦之を信奉す、然れども徒に習慣的に佛前に跪くもの多く、熱烈なる信仰なく、祖先崇拜の觀念一般に乏しくなれるは嘆すべし。

(ロ) 神道青年——青年の宗教は家庭の宗教なり。神道に歸信する家の青年は亦神道の信者なるべし。少數の儒教青年もあるべし。

(ハ) 基督教青年——近年基督教の普及するに伴ひ、強烈なる信者少からずと雖も、概して都會地の青年若くは農村の智識階級の青年に多きやうなり。農業と基督教との調和が肝要ならん。

(備考) 其の他何々教、何々宗青年等あるべしと雖も一般に地方青年の信仰類廢せるは殊に憂ふべし。其の信教の如何を論せず、信すること深く、持すること堅固ならざるべからず。宗教は修養と關係深きのみならず愛郷心とも密接の交渉存す。

## 七 健康に依る分類

(イ) 健全青年——地方青年は身體多く健全なり。殊に小作及自作農の子弟然り。

(ロ) 虚弱青年——地主富豪等の子弟中に虚弱なるもの多し。品行不良者は却て虚弱青年に多きことに注目すべし。

(ハ) 耻辱青年——一名花柳病青年と稱す、平常隠蔽するも徴兵検査に於て暴露す。青年團より花柳病患者を出すは最も不名譽なり。

(備考) 地方青年は農事の關係より概して健全なれども、身體を過勞し、營養之れに伴はざることあり、之に加へて生理衛生の智識不十分なるのみならず、醫療の途完備せざる地方亦少からず、従つて其の所謂健康は、極めて樂觀す

ることを得ず。

## 八 志望に依る分類

- (イ) 官吏—官尊民卑の遺風尙存するのみならず、人口増殖し、土地に不足を告ぐる今日都會地に赴きて官吏を志望するもの多きは固より當然なり。補習學校等にて官吏希望青年の爲めに普通文官檢定受験の智識を授くること亦一策なり。
- (ロ) 商人—裸一貫にて大盡となれるは過去のことなり、地方青年よく之れを識る故に、富豪の立志傳を懷中して都會に出奔するが如きもの殆んど皆無となれるは喜ぶべし。着實健全なる商人を志望せしむべし。
- (ハ) 株式青年—近年一部の地方青年の間に株式投機熱の瀰漫せるは殊に憂ふべき現象にして、之れが爲めに父祖傳來の家財を蕩盡せるもの少からず。斯くの如く大規模ならずとも、粒々辛苦の貯蓄を相場に投じて失敗し、果ては郷里を出奔して將來を誤りたるもの少からず。
- (ニ) 小學校教員—比較的學資を要せず、一度小學校教員たるの資格を得れば終

生教育者として其の地位を得るのみならず殊に近來其の待遇地位共に高まり來りたるを以て、教員の志望者案外多し、農村の教師は農村出身の青年を良しとす。然れども過去に於ては、鍛持つのが嫌さに教員を志望せしもの少からず。

(ホ) 會社銀行員—時局の影響を受け、會社銀行等の従業員の待遇佳良なるを羨望し、農業呪咀の嘆聲を發するもの少からず、株屋と共に地方青年の最も希望する職業なること争ふべからず。

(ヘ) 軍人—名譽なる軍人を志望するは當然なれども、一兵卒より將校に昇進することの不可能なることは青年能く之れを識れり。

(ト) 海外渡航—郷土の耕地不足、都市の膨脹斯くの如く腹背に敵を受けたるを自覺し、海外に雄飛せんとする青年極めて多し、此れを訓練すると共に、渡航の手引することは青年を救ふと共に地方を振興し、國力を増進する策なり。

(チ) 文士小説家—株式熱と共に最も著しく瀰漫せるは地方青年の文士小説家(新聞雜誌記者を含む)の崇拜熱にして、不健全なる小説雜誌等を耽讀して頭腦を散漫にし都會を憧憬す。農業嫌忌の俑を作るものなり。投書青年を戒むると共に

不健全なる文士熱を覺醒せざるべからず。將來文學者とならんとするには深き學問を修むるを要す。

(リ) 政治家——書生が大臣となりし時代には、地方青年の政治熱も高かりしが、選舉の度毎に數萬金を散するが如き今日に於ては、地方青年は其の餘りに大袈裟なるに喫驚して問題と爲さず。只選舉に乗じて運動屋の乾分となり、政談演説の幔幕引等手傳ひ、酒食の饗に與るとに興味を懷く政治的青年の續出せんとするは悞るべし。此種の青年は比較的智識あり、辯舌に長じたる青年に多く、株式青年、文士熱青年と共に、地方青年の害虫なり。

(ヌ) 健全なる青年——大望を懷かず分に安んじて小成せず。父祖の業に満足し眞摯なる田園生活を營み、父母を孝養し、弟妹を愛護し、一致協力して家産を振興し、父母の意を承けて家督を相續し、精勵努力以て田地田畑を増殖し、貯蓄を怠らず、家屋敷を整頓し弟妹を處分して、餘力餘財あれば公共の爲めに財を散する事を樂みとし、衆望歸すれば進んで名譽職に就任し、自治體の興隆に力を致さんとする地方青年こそ實に農村の寶なれ。

(備考) 青年の志望は時代により、地方により必ずしも一樣ならざるのみならず、家庭の境遇、本人の趣味にも聯關すること少からず。

## 九 結 論

要するに、今日農村青年團員の多數を占むるものは、義務教育を修了し、將來地方に止まりて健全なる農夫たらんとする身體健康なる農民の子弟なりといふも差支なかるべし。此の好愛すべき青年子弟に補習教育を授け、公民的訓練を施すと共に、田園生活の悅樂を説き、熾烈なる愛郷心を涵養して善良なる公民たらしめ、以て地方自治を完成すること地方青年團の雲翳の目的なれ。青年の責任の重大なるは固より、指導者の使命亦甚だ輕からず。

只悞るべきは、作物に害蟲發生するが如く、此の善良なる青年を茶毒するものあり。即ち(イ)農業嫌忌、(ロ)愛郷心減退、(ハ)秩序觀念の頹廢、(ニ)宗教心の衰頹、(ホ)射倖心の瀰漫、(ヘ)輕佻浮華、(ト)附和雷同、(チ)國家的觀念沮喪等は、今や善良なる地方青年の眞價を蔽ひ隠さんとしつゝあり、地方青年は深く自ら反省する



と共に、指導者は極力此種の惡風及び都會地より來る誘惑を撲滅するに努力せざるべからず、地方は依然として國家の根底たり、地方青年は其の礎たり。

## 第七章 壯年團の創設

青年團體が修養の機關を以て目せられ、主として二十歳未満の青年を以て組織せられんとしつゝあるの秋、二十歳以上の青年乃至壯年者を如何に教養指導すべきかは、識者の考慮を要する所である。況んや從來青年團員として、活動せる二十歳以上の青年にして、修養と娛樂の目標を失ひ、所在迷惘せるもの甚だ鮮からずと言はれてゐるに於てをや。

### 一 山口縣壯年團設置の訓令

最近各府縣に於て廿歳以上を打つて一團とする壯年團體創設の氣運熟し、山口縣に於ては既に訓令を發して其の設置を奨励し、標準を指示する所があつた。該訓令の一節に曰く

青年團の發達を圖ると共に、更に力を致すべきは壯年の指導なりとす。年齢二十一歳以上の壯年は比較的最新の智識と旺盛なる精力を有し、實に地方開發の原動力たるべきものなり。地方産業の振興、公益事業の促進は主として此等壯年の發奮努力に俟つもの多し。是を以て地方の壯年をして一定の組織の下に相提携協力して公共事業を助長増進せしむるは、地方の開發國運の發展に裨益する所大にして、斯くの如き一團の組織も亦國家の爲必要な施設たるを信ず。從來青年團最高年齢の制限なき時代に於ては、三十歳乃至四十歳の壯年も亦二十歳以下の者と共に之を一團として組織したりと雖其の結果は兩者共に充分の發達を見ること能はず、却て幾多の弊害あるを認む、青年團の趣旨目的を闡明したる上は、此の種壯年の團體は其の目的に従ひ、之を二十歳以下の青年團と區別し、地方の情況に應じて便宜之が組織をなし、別箇の方面に活躍せしめ、公共事業の補助を爲す等地方の改良發達を圖らんことを望む。

と、二十歳以上の壯年者の修養機關の必要なる所以を説示し、團體の名稱に就

きても左の如き指導を與へてゐる。

此の種團體の行ふべき事業は宜しく左記各項に準じて地方に適切なるものを撰定すべし、其の團體の名稱に至りては或は報徳會、斯民會、若くは戸主會、壯年團等隨意なるべく、團員の最高年齢も必らずしも劃一するの要を認めず。同縣壯年團の事業標準は地方改良の全施設を網羅せるの觀を呈し、青年會に比し著しく公共的にして規模の壯大なるを見る。

## 二 壯年團體の事業標準

- 一 修養の爲時々左の講習講話會を開くべし。
  - 一、産業
  - 二、地方制度
  - 三、軍事
  - 四、教育
  - 五、衛生及警察
- 二 左記各項中より地方に適切なるものを撰び公共事業を幫助せしむべし。
  - 一 町村統計材料の調査
  - 二 學齡兒童就學出席の督勵
  - 三 青年團員の補習學校入學督勵

- 四 夜警消防の幫助
- 五 祈年祭新嘗祭日神社參拜
- 六 神社境内の掃除
- 七 神社祭典の幫助
- 八 納稅切符の配付及督促
- 九 納稅の取纏及代納
  - 一〇 貯金の取纏及預入
  - 一一 役場事務の幫助
  - 一二 警報信號標の掲卸
  - 一三 共同耕作
  - 一四 共同漁業
  - 一五 共同視察
  - 一六 共同貯金
  - 一七 礎掃除

- 一八 水難救済
- 一九 町村造林の植付下刈及保護
- 二〇 耕作道の補理修繕
- 二一 耕地整理及砂止堰堤築造工事の請負
- 二二 農作物及森林害虫の驅除豫防
- 二三 荒蕪地の開拓
- 二四 公有林防火線の設置
- 二五 公有林火災の警報及許可火入の立會
- 二六 公有林造林の植栽手下刈
- 二七 柴草の共同採取
- 二八 其他農作物の共同運搬
- 二九 農産物の共同販賣の斡旋
- 三〇 市街地に於ける塵芥其の他の肥料となるべきもの、蒐集利用
- 三一 工業原料の研究

三二 其他

三 壯年團設立に關する注意

壯年團を設置する場合には、青年團との關係を稽へ、能く相互の聯絡を通じ提携協力することが肝要である。若し青年團體と惡意に競争するが如き態度を以て壯年團體を組織するが如きことあらば、兩者の行動牴牾し、青少年の歸趨を迷はしめ、延て地方の根柢を紊るの悞がある。又二十歳より四十歳に至る壯年者は心身成熟し、思慮分別確立せるのみならず、公民の資格を有し、選舉權を有するもの多數あること、思はれる。従つて適當なる指導者を得ざれば政黨政派に害用せられ、地方自治の根柢を紊亂するの悞なきに非ず、壯年團は此に鑑み團長及指導者の銓衡に重きを措かねばならぬ。

左に壯年團體設置に關し、留意すべき事項を掲げやう。

- 一 青年團體の年齢を二十歳に限定せる爲、二十歳以上の青年にして修養娛樂社交の機關を失ひ、爲に其の方向を誤らんとする悞ある地方

- 二 壯年者の風紀不良にして團體を設置せざれば後進青年に不良の感化を及ぼすの惧ある地方
  - 三 積極的には壯年團を組織して青年團を刺戟し其の發奮を促し、相俟て地方經營を完うせしむるの目的
  - 四 在郷軍人會と壯年者との間融和せず、壯年者の行動統一を缺かんとする地方
  - 五 自治不振の状態に陥り壯年者の活動に依らざれば地方改良の實を擧ぐるに困難なる地方
- 斯かる狀況に在る地方に於て、始めて壯年團の創設に其の意義を發見するのである。従つて二十歳以上の青年をも網羅して青年團體を組織し、若くは二十歳以上の壯年と在郷軍人會と提携連絡して、何等の缺陷矛盾を見ざる地方に於ては、今猝かに強て壯年團を新設するの必要を見ず。
- 又二十歳以上の壯年者の修養娛樂機關を缺ける地方に在りても、壯年者が一種の偏見を持し、青年團と拮抗の態度に出でんとするが如き地方に於ては壯年

團を設置するに先つて青年との意思を融和するの必要をみる。若し夫れ反抗的に結束せる壯年團體は甚だ危険である。

#### 四 大地主を團長とする壯年團

山口縣は青年團體發達し、其の成績亦佳良なるに拘らず、壯年團體を創設せるの主旨は、之をして青年團體を誘掖せしめ、兩者相呼應して地方の健全なる發達に資せしめんとするの精神に出で、あることと思ふ。其の動機は暫らく措き同縣が二十歳以上の青年團體の設置を奨励し、壯年團創設の新記録を指示せるは、我邦青年團史に特筆すべき事項であらう。今や同縣下に於ては該訓令及設置標準に準據し、相前後して壯年團體を設置し、正に有意義の活動を開始せんとしつゝあるは、一偉觀と爲さざるを得ず。最近の情報に依れば、同縣都濃郡富田村壯年團は、多額納稅者にして縣下有數の大地主たる道源權治氏を團長に推舉し、村長及校長と右提左撕し正に積極的の活躍を爲さんとしてゐる。左に同縣阿武郡吉部村壯年團團則を掲ぐ。

吉部村壯年團々則

第一條 本團は吉部村壯年團と稱し、本村内に住居する年齢二十一歳以上四十歳までの男子を以て組織す。本團は團員をして健全なる國民善良なる公民たるに必要な修養をなさしめ、兼て教育産業の振興並に公益事業の幫助を圖るを以て目的とす

第二條 本團は第一條の目的を達する爲左記第一條より五號までを決行事項と爲し、其の他にありては地方に適切なるものを選び、公共事業を幫助するものとす

- 一、講習講話會の開設
- 二、學齡兒童就學出席の督勵
- 三、青年團員の補習學校入學督勵
- 四、祈年祭新嘗祭例祭日神社參拜
- 五、納税の斡旋

以下三十二號に涉る事項は縣の指示標準と全く同一である。

戦後經營に一段發勵を要するの秋に際し、國家の中堅たる壯年團體の勃興を喜び、其の健全なる發達を遂ぐるに至らんことを切望する。

## 第四篇 中堅青年養成の範例

### 第一章 中堅青年養成の精神

#### 一 將來ある青年の指導

少數の篤志家のみの努力に依つて建設せられたる優良村が時勢の要求でないと同様に、只一人の指導者のみに倚頼して平和に經營せられたる青年會は眞に稱揚すべきものでない。將來は町村住民をして、悉く自治の有能者たらしめ、其の協力に依る模範自治體を建設し、優良なる青年の協同自治に依る自覺せる青年團體を創設しなければならぬ。此の目的を達するが爲に、青年團員中の將來ある青年を選抜し、特殊の期待を以て教習を施すことは、刻下の情勢に鑑み、殊に有意義のことである。彼の近時各地方に行はるゝ中堅青年若しくは幹部青年の講習會は此の目的を以て勵行せらるゝものである。

中堅青年の養成は、中央及地方を通じ、各種の形式を以て之を實施すること

が出来るのであるが、實際に其の效果を示すものは、郡乃至市町村主催の中堅青年講習會である。

#### 二 偉大なる自然の感化

今主として郡を中心とする幹部、若しくは中堅青年養成講習會に關する大體の組織と方法とを陳べて、青年團關係者の參考に供しやうと思ふ。

第一の要項は青年團體の指導と等しく講師、司令者等自ら青年となつて意氣を更新し、相互に砥勵する精神と覺悟を持つることである、此が爲には講師等は青年と起居飲食を俱にし家族的團樂裡に一面青年となり、一面には其の父母となりて青年を愛導せよ。是幹部養成講習會の本旨を貫徹する要訣である、念ふに講習は學理を主とするものに非ずして、人格の相互訓練陶冶である、此意味に於て講師は一面に於て教師なりと共に、半面には生徒とならねばならぬ。教師と生徒と相共に胸襟を開き、修養を勵み人格を磨け。然り而して凡ての施設經營は皆此の精神を根據として策畫せられねばならぬ。

即ち其の會場の如きも天然の景勝地、古戰場、神社寺院の境内、深山幽谷、靈地靈山等を探ぶを適當とする、自然は修養の背景となり、時には教師となつて人心を化導する偉力をもつてゐる。

又斯の如き土地は自然交通も不便にして起臥飲食の便益多からず、此亦青年の修養を資け、勤勞の習慣を養成する素因となり、講師と青年の融和親善を資くるの媒介ともなる。

### 三 中堅青年選擇の標準

次に其の講習人數は郡の廣袤に依りて一樣に律することは困難であるが、一町村より數名を選抜するを以て通例とするもの、如く、次に講習者は左記の標準に依り採擇すべきものと思ふ。

- 一、其の町村に生れ若くは町村に現住し、地方と密接の關係を有する青年
- 二、中等程度の學校を卒業し、將來地方に永住して地方改良に生涯を捧げんとする青年

三、大地主名望家の子弟にして地方開發に興味を有する青年

四、補習學校に在學し、青年團員中學術操行共に優秀にして將來有望なる青年

五、現在地方改良及青年教化に従事せる町村長校長等の子弟

六、高等學校、大學校、各種專門學校等の修業者にして郷土に現住するもの

此等の青年中より更に適當なるものを規定數に準じて選抜するのである。

### 四 人格即ち教科書

講習會は自動自學の方針を尙ぶを以て、所謂講義に陥らざることを主眼とする。従て主催地の郡長、郡視學を首めとして知事、視學官、師範學校長、中學校長、聯隊區司令官等に自治、教育、軍事等各専門に關する教授を請ふべく、是等の外縣下に於ける地方改良の實行者、功勞者、篤志家、優良町村長、名望家等の中適當なる人士を擇んで青年修養及地方改良に關する實際の講話を依頼することが肝要である。次に會員の實驗談、討論、五分演說、靜座凝念等も一種の講習と見做し、十分に其の

訓練を勵むべく、時々角力、擊劍、弓術等をも催して體育を鍛練せよ。  
左に郡主催に係る幹部養成講習會の三範例を舉示せん。

## 第二章 愛知縣丹羽郡の中堅青年養成

三河の偉人にして地方改良の熱血者古橋源六郎翁の名は地方改良史上に燦然たる光輝を放つて居る。令嗣子古橋卓四郎氏は當時丹羽郡長として令名あり、大正五年郡下青年の前途あるものを一堂に會同して幹部養成講習會を開催し、青年訓育の上に新例を開拓したと言はれて居る。

丹羽郡に於ては寺院を以て會場とし、各町村より四名、全部に涉りて三十八名を選抜し、會期一週間其の食量として各玄米七升を持參せしめた。以下録する所は古橋氏が内務省主催の地方改良講習會に於て、實驗談として談話せられたるものに係る。

### 一 冥想三昧の青年

日課としては朝の五時三十分に起きることにしました、是は十月の中旬以後で日が少し上りが遅うございましたから、五時三十分と致しました、さうして前に一寸申落しましたが、各、自炊生活をするのである、であるから従つて當番を定めて置いて、舍内の當番も、炊事係と致しました、舍内の當番は室内の掃除を首め、整頓に従事するのであつて、舍外の當番は寺の庭の掃除、便所の掃除、顔を洗ふ所の手水鉢がありますから、齋を以て綺麗に洗つて水鉢に致しました、炊事當番は飯炊は大變澤山であるのと、其の當番の者だけが講習が聴けぬから、飯炊の爺さんを一人雇つたのであります、さうして味噌汁とか或は膳碗を洗ふことは一切青年のやることにしました、でありますから朝五時三十分に起きますと各、役割に従つて舍内及舍外の整頓を三十分間に致します、六時になると袴を着けて居るから、其の儘寺の堂に集りまして、東に向ひ端坐して、一同皇城を遙拜することに致しました、静座は初の中は五分乃至十分であります、百姓の子供でありまして、今まで修養が出来て居らぬのでありますから、六分間黙つて坐つて居れといふことは困難であるから、其の遣方は色々ありま



せうが、最早今まで修養の積んだ者は外の方法で宜いが、左もない者は教育勅語の暗誦をなさしめ、暗記の出来た者は其の中の一でも意味を考へて見ろ、又斯ういふ風なことの出来て居ると思ふ者には青年といふものに付て考へて見ろ、其れが済んだ者は黙坐三昧の境に入れといふのが私の命令の要項であります、さうして初からやつて居りましたが、初は五分間位でありましたが、段々日の進むに従ひまして、私が端坐を済んで行つても最早氣が付かぬ様になつた、最早冥想に耽つて居る青年のあるのを見まして、愉快に感じました、終ひには段々時間を延して、十五分間もやつてゐた者があります、大體が五分乃至十分といふ標準であります、それが終りますと、裸になつて、襯衣一枚に袴を着けて寺の庭に出て、體操をやることにしました。

## 二 驚くべき體量の増加

青年の體育に付て自分は擊劍或は柔道の中何れが良いかといふことを考へて居りますが、徴兵検査に於て感じましたことは筋骨薄弱といふので、體は相當

出来て居るのですが、足が小さかつたり、胸が狹隘でありましたり、體の發達が不均一である、一方に土堀をやるとかいふやうに偏して居るから全體均一に發達するやうにやりたいと思つて、體操を四十分やることになりました、それから午前七時に朝飯、八時から十一時五十分まで講習、正午に晝飯、一時間憩ませまして、一時から三時まで又講習、三時十分から四時まで矢張り一時間瑞典式の體操をやりました、此の體操をやるに付て初め歸つて來た時に目方を掛けて、出る時に掛けて見やうといふのでやりましたが、一週間やつて結果を見ると、初め歸つた時は平均の體重が十三貫八百四十六匁でありましたが、一週間後には平均十四貫七十七匁であります、三十七人皆目方が殖ゑたのであります、極端なのは五百目も殖ゑたのであります、私自身も二百八十目殖ゑたのであります、唯三十八人の中一人三十匁目方の減つたのがあります、兎に角瑞典式の體操をやりましたのであります。

それから六時に夕飯を済まし一時間休憩し、八時四十分まで篤行者、若くは經驗に富んだ所の人の實際談を聴くことに致しまして、九時に寝ることに致し

ました。

### 三 知事となつて村長を認可す

講習の科目に就ては此處で申しませぬが、青年三十八人を私が講師となりまして、町村の自治といふ科目を持ちましたから、只の講演でなくして、彼等に實際的の公民教育をやつて見たいといふので三十八人を二組に分けて、さうして實は初の豫定では村長及助役などの選挙をさせやうと思ひましたが、なかなか初めてのことでありますからそれまでに至らぬ、一日二日経つ中に分ると思ひましたが、初に話を纏めることに致さうといふので、組長と副組長に言つて置きました、さうして二日程経つてから、人が分つたからやりたいと思ふ時に俺に申出ろ、さうしたならば村の役人の選挙をやるといふことにした、所が一組の方は直ぐ翌る日一日置いてやると言つて申出ました、一つの方は二日置いてやらうといふことになりましたから、茲で村長、助役、収入役、或は書記の選任をやつたのであります、それをやりまして、訓練をして見やうといふの

で選挙をやりましたのであります、選挙をやるに當りましては實際の訓練になるやうに投書函も役所にあつた本當のものでやり投票紙も餘つたものがあつたから、實際の通りにやつて見たのであります、今までの選挙であるとか、其の外の役場事務が不整頓になつて居るから、正確と思ふことを念頭に押し込んで見やうといふので、やつて見たのであります、其れから議事録を作つたのであります、大勢を午後の四時に集めて議長を選びました、段々議事をやつて、村長の選挙、助役の選挙をやる、尙山崎農林學校長が書籍を寄附して呉れまして、歳入のことを決議して議事を教へながらやつて見やうといふので、村長、助役以外の者は村會議員といふことに致しまして、一番初めに町村會議細則といふものを大體説明し、其の前に町村會議員はどういふものであるかといふことを話して、さうして町村會議細則を説明して、議事を始めさせる、さうして議事をやつてから、投票をやりました時に村長の選挙に當りまして人がバラバラになりましたから、遂に決選投票をやらなければならぬことになつた、それ等に付て町村の實際の場合には一流の人に出て貰はなければならぬといふやう

な話をしまして批評を加へたり、色々してやつて参りました、殊に村長助役の推薦が濟みました後には、私が假に知事になりました、これが認可を與へることをやりました、どうも多くの町村に於きまして實際の場合に於てあの人を出さぬと、村が文句を言つて困るとか、あの人から金を貰ふから出すとかいふやうな情實があつて、其結果部落的の觀念とか黨派の觀念の爲めに不徳義な、物貰ひなら宜いが前科者までも出す町村があるから、さういふ者は知事として認可しないと、いふやうなことを話して、段々議事を進めてやつたのであります、最後に斯ういふやうに互に議事を運んだのであるが、陰に居つては理窟を言ふけれども、机に向つてするには四角四面になるから、それではいかぬといふやうなことで、別れる時に御苦勞様といふやうな、そんな調子で町村會のことは終つたのであります、之をやる時に大變案外に思ひましたのは青年が投票をやるのを眞面目に愉快にやつて居るとでありました、斯様にして東山村、西里村に於て自分の言ひたいこと、命令したいこともありましたけれども、努めて推薦したる村長を探り、其の組に傳へて訓練をしたのであります、どういふ結果

になつて現れるか五年又は十年先でなければ分らぬのであります、愉快に共同生活をしたといふことだけは御報告をするだけの自信を有つて居るのであります。

#### 四 六十歳の青年團長と婦人の後援

之に付きまして非常に愉快に感じたことは講師の方々喜んで来て下さつたことでありまして、仙波中將閣下はさういふことがあるなら、俺は押掛けて行くと言ふて來られたやうな有様であります、山崎農林學校長は斯ういふ方面に常に御心配になつて居るといふことは申すまでもありませんが、茲に郡内の某村に六十歳以上で青年團長をして居るお爺さんがあります、この人は青年のことを先立つてやつて、有らゆる點に於て熱心なるとは若い者に負けないのであります、其の爺さんを首めとし其の他の篤行者が來て下されたことを愉快に思ひまして、同時に私の郡は都會地に近く、どつちかといへば、斯ういふことは好きでないに拘らず町村長の方以外に有志の方々が大變に應援をして下さつて

若い者が一生懸命にやるから私共もヂツとして居られぬといふので、金を下すつたり、或は薩摩芋、或は午芣或は芋を上げようといふので、中には婦人の人で自分の家で採つた鶏の卵があるが、若い方々が一緒に共同生活をなさることだから、講師の方々に卵を上げて呉れといふやうな譯で、私の寺に持つて参りました、實に涙の出る程愉快でありました、要するに共同生活をやつて人格と人格と一つぶち合つて見る、さうして青年になつてやつて見る、といふことが私の趣旨でありました、其の結果講師の熱誠なる應援と其の郡内に於ける有志の應援に依つて幸に一週間で済みました、現はれたる効果としては規律的の生活に依つて、青年の體量の増加したことも其の一つであります、又之が動機となつて青年の講習員が年に二回集つて色々自分達が歸つて實行し又努力したことを郡役所に集つて研究し、尙交誼を温めて、將來のことを計るといふ申合せをしましたことも事實であります、尙講習員が山下信義君の唱道して居る、所の一事貫行をやらうといふやうなことを各申出たのでありまして、其の後もやつて居るといふことを私の所に言つて來ました、殊に東方に向ひ宮城を

遙拜するを貫行事項としてやらうといふことを申出で、現に實際やつて居ることを非常に愉快に思ふたのであります、現在現はれてゐる効果は此位のことです、りますが、五年十年先に至つて果して如何なる実績を奏するか楽しんで居る次第であります、是が大體私の郡でやりました青年幹部養成の概況であります。

### 第三章 宮城縣遠田郡の中堅青年養成

宮城縣遠田郡に於ては、大正六年盛夏の交一週間をトし、古戰場として有名な靈地笈峰寺を會場として中堅青年を養成し多大の成果を收めた。

#### 一 講習會時間割

始メノ時刻	行	事	時 間
午前 四、三〇分	起床、點呼、洗面		一時 一、〇〇分
五、三〇	整列、神宮殿皇居遙拜、軍人勅諭奉讀、靜座凝念		一、〇〇

六、三〇	朝食(自由時間)	一、〇〇
七、三〇	講話	一、三〇
九、〇〇	體操	一、三〇
一〇、三〇	(自由時間)	一、〇〇
一一、三〇	晝食(自由時間)	一、三〇
一、〇〇	講話	一、三〇
二、三〇	體操	一、三〇
三、〇〇	演武競技	二、〇〇
五、〇〇	(自由時間)	一、三〇
五、三〇	夜食(自由時間)	一、〇〇
六、三〇	懇談、會議實習	一、三〇
八、〇〇	靜坐凝念	一、三〇
八、三〇	日誌記入	三、〇〇

九、〇〇

消燈、就寢

會員は白米七升を持參し、別に食器、男山笠、蓑、草鞋、寢卷、足駄、雜記帳、着換衣服等を用意せしめた。集るもの三十二名、午後一時半本堂前庭に於て莊嚴なる開會式を舉行し、會員の部署を協定し、協同生活の第一歩に入つた。會員は皆緊張したる精神を以て、一週間を有意義に送らんとするの希望が眉目に溢れた。

會員は會場係炊事係、浴室係に分れ、協同して責任の分擔を行ひ、勤勞を尙ぶ慣習を養ふことに努めた。殊に困難を感せるのは山下より飲料水を運搬する作業にして偶晴天連日に亘り、會員の苦心は一通でなかつた、郡長亦天秤棒を肩いで自ら該作業に従事した。青年は教壇上の講義よりも寧ろ此の協同動作を喜んでたといふことである。

## 二 炊事作業と献立表

最も趣味を感じ最も困難せるは炊事作業にして、會員は皆炊爨に關して無經

驗者なるが故に、米の炊方は固より調理の方法を知らなかつた、然し經驗はよき教師である、馴るゝに従て容易に炊法を辨じ得るに至つた。炊事場は僧坊の物置を借受け、庭の一隅に竈を急造し、五升炊の釜三箇徑一尺三寸の大鍋三個を具へた。手桶、箆等を使用して紅顔の青年が作業に従事せる様は實に興味が深かつたと言ふことである。七日間一回は飯硬くして流石の青年も顔見合せたのであるが、其の後は硬からず柔からず上乘の加減にして、毎回一同より多大の賞讃を博したといふ。

献立表

	朝	晝	夜
七日			ネギ、芋(汁)澤庵漬
八日	芋、ネギ(汁)澤庵漬	鹽鱈ノ粕煮(皿)澤庵漬	ネギ、芋(汁)キウリモミ
九日	芋、キウリ(汁)澤庵キウリ漬	ウデ大豆(皿)澤庵漬	芋、牛蒡、ネギ、サ、ケノ油煮(汁)澤庵漬、キウリ漬

十日	ミヅ芋(汁)澤庵漬	鹽鱈ノ粕煮(皿)澤庵漬	ネギ、イモ(汁)澤庵漬
十一日		ミヅ芋(汁)澤庵漬	鹽鱈ノスリミ、茄子(汁)澤庵漬
十二日	うどん、梅干	芋、牛蒡、ネギ、茄子ノ油煮(汁)澤庵漬	ネギ、イモ(汁)澤庵漬
十三日	クダキ鱈、牛蒡、イモ、ネギ(汁)澤庵漬	鹽鱈ノ粕煮(皿)澤庵漬	

(備考)……十一日は行軍の爲め朝食遅かりしにより二食としたり。

三 課業訓練決議

講習中は神宮及皇居の遙拜、軍人勅諭の奉讀、静坐凝念、精神修養談、合同體操、懇談等を行ひ、自治訓練の爲に村長の選舉をなし、助役及收入役を推薦し、村會を開會し、村是調査委員を設けて左記事項を決議した。

- 一 自治の實績を挙げ帝國の發展に資すべし
- 二 智識を廣め學理を應用し大に殖産興業に力むべし
- 三 品性の向上を圖り質實剛健の民風を振起すべし

四 衛生を重じ身體を鍛練し村民の體力を旺盛ならしむべし  
 五 公私の規定を恪守し公議公論を尊重し立憲國民たる本分を完うすべし  
 又特殊行事として試膽會を催し、草木も眠る丑三頃に法螺貝を吹いて會員の不時呼集を行ひ、深山を踏査せしめ以て膽力を養ひ元氣を振作した。  
 斯の如く一週間緊張せる氣分を以て眞摯に心身を修養した。其の精神上に及ぼせる影響の如き具體的に之を擧示することは困難であるが、身體検査の結果は左の如き數字を以て現れ、殊に效果の著しきものは、一貫五百々體量を増加せる會員のあつたことである。

四 身體検査の成績

身長	胸圍	呼吸氣ノ差	體量	會員	年齢
後前 同四、二四 同四、九四	後前 二二、二五 二二、四一	後前 一〇、二九 一〇、四四	後前 七七、五〇 一〇、九四	同會員	一四、四 一六、一

同五、一七	同五、〇〇	同五、四五	同五、二五	同五、二五	同五、二五	同五、三五	同五、三五	同五、三六	同五、〇四	同五、二七	同五、一九	同五、〇四	同五、一四
同二、七五	同二、六五	二二、七〇	二二、七〇	二二、七〇	二二、七〇	二二、七〇	二二、七〇	二二、七〇	二二、七〇	二二、七〇	二二、七〇	二二、七〇	二二、七〇
二二、六九	二二、二六	二二、五二	二二、七九	二二、〇八	二二、八〇	二二、三二	二二、五五	二二、八三	二二、〇九	二二、九九	二二、二〇	二二、〇〇	二二、〇〇
三二、〇〇	三二、〇〇	四三、〇〇	五四、〇〇	四三、〇〇	七六、〇〇	四三、〇〇	五四、〇〇	三二、〇〇	四三、〇〇	四四、〇〇	二一、〇〇	三二、〇〇	三二、〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一六、二	一六、五	一七、四	二〇、四	二〇、〇	二〇、三	一六、〇	一六、四	一七、二	一八、〇	一八、八	一四、五	一五、五	一五、五

同五、三二	同五、五三	同五、三四	五、〇〇	同五、四一	同五、三八	同五、五四	同五、四七	同五、四五	同五、三一	同五、三九	同五、〇六	同五、二四
二二、九三	二二、八六	三三、〇三	二、九五	二二、九四	三三、〇八	二二、九三	二二、八五	二二、七三	二二、六五	二二、九七	二二、四三	二二、八〇
二二、九八	三三、四〇	二二、八二	二、八	二二、二二	二二、一三	二二、〇六	二二、五九	二二、八三	二二、九六	二二、五二	二二、三三	三三、〇〇
一六、〇〇	一五、〇〇	一七、〇〇	一四、〇〇	一四、五〇	一八、〇〇	一六、五〇	一五、五〇	一三、五〇	一三、七〇	一六、八〇	一一、三〇	一四、八〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一九、五	一九、七	一七、七	二一、四	一八、二	一九、二	二〇、〇	二〇、〇	二一、〇	二一、〇	一七、九	一八、七	二〇、六

### 第四章 京都府何鹿郡の青年團幹部養成

#### 一 俗塵を離れたる靈地の會場

前田宇治郎氏は嘗て『自治の手引』を著はしたる熱心なる青年指導者であるが、其の監宰せる何鹿郡に於て大正六年十二月七日より十三日に至る一週間、青年幹部の養成講習會を開催した。左に採録するは前田郡長が内務省の諮問に應じ、答申せる報告の一節である。

本郡開催の講習會は俗塵を離れたる閑雅幽邃の靈地を選び、周圍の大自然と默契同化しつゝ、講師及會員一同寢食起居を俱にし、精神を修養し、人格を陶冶し、智徳を涵養して以て世運の進歩發達に貢献し、聖世の大御恵に酬い奉らんことを大精神とし、十二月七日より十三日に至る一週間、管内中筋村字高津の郷社八幡宮境内に之を開催せり、當社は應神、仲哀、仁徳三帝を首め奉り神功皇后、玉依姫命を奉祀せる神殿にして、社殿の結構頗る莊麗講習會場として最も適當の場所なり、抑、當山は昔法道仙人の開基にして密教練行の壇場な



りしが、元慶五年金色の鳩來りて山嶺に留る、此の奇端に驚喜し朝廷に奏す。此に於て朝廷國守橘良基卿を勅使として下向せしめ調査する所あり、由緒正しき靈場なるを究め、男山八幡宮の社殿を模して、現今の八幡宮を勸請するに至り、遂には社領をも附せらるゝに至れり。爾來領主及地方住民の崇敬深く、郡下隨一の靈地となれり。境内老松古杉蒼鬱として一度此境に足を踏み入るれば、宛ら別天地に入れるの感あり、傍に一屋あり、社司の邸舎にして、百餘人の會員は此を會場として修道に力めたり。

## 二 講習會に於ける共同生活

- 一 會員は各町村青年團幹部より四名を選抜せしめ、之に將來町村經營の適材と認むるものにして、町村長の推選に係るもの三名を合せて、郡内十ヶ町村九十八名を定員としたるも、熱心なる希望者ありて拒止するに忍びず、百九名に増加するの已むなきに至れり。
- 一 會員は孰れも自己一週間の食糧として白米四升九合及副食物代として五十

十錢を携帯せしめたり。

- 一 會員に對しては、直に總務係班長、炊事主任、炊事當番、掃除當番を選出すべきことを命じ、會員を七班に分ち、各班に於て班長を選挙せしむ。係員は會員交代之に當り、殊に掃除當番の如きは舍内及便所の清潔法は固より、神社境内の洒掃に至るまで率先協力愉快に之を行へり。

- 一 記録係を設け、毎日曜日講演の大要及講習會中の出來事を細大洩さず朝刊夕刊を發行して通報せしめ、又合圖係を置きて起床、就寢、食事其の他の時間を知らしむるの任に當らしむ。尙會場係を設置して會場の整頓一切を掌らしめ、講師係を設けて講師の接待に任せしめ、擊劍、大弓、角力、藁細工の各係員をも置けり。尙會員は各自住所氏名を明記せる名札を襟に縫ひ以て相互に氏名を知るの便に供せり。

以上は本會組織の大綱にして、之によりて會員の齊整統一を圖り、一糸亂れざる規律の下に相互砥勵をなさんことを期したり。

### 三 講習會の三要點

會員は毎朝六時合圖係の吹奏せる喇叭に依りて一齊に起床し、直に三町餘の山を下り四百十餘の石壇を踏破し麓を流る、荒倉川に至りて洗面嗽口、歸舎して一同八幡宮社前に整列し、社司より拍手玉串捧典の式を教習し、一同東面して皇居を遙拜し、天皇后兩陛下の聖壽無窮を祈り、更に産土神社を拜し、次に祖先の墳墓に向ひて黙禮拜を了し、舎内に歸り三十分間靜坐を行ひ、一同沈思冥想精神の統一集中を圖り、七時朝食を終へ、八時より講師の講話あり、十時より十二時迄専門家につき體育の指導を受けたるに、會員は孰れも輕快なる服裝にて勇壯活潑に運動を行へり。

以上は午前中の行事にして、日一日を加ふに従ひ一層の興味を加へ、而かも日に緊張の状態を見るは快感を禁ずるを得ず。

- 一 零時晝食、一時より三時迄講演、三時より四時迄は各種の競技を行ふ。
- 一 午後四時より六時迄は全く自由の時間とし日誌を記すもの、通信を爲す

もの、又室内に特設せる文庫に就き圖書を漁るもの、角力取るもの、入浴するもの、等孰れも悉く青年の自由に委す。

一 午後六時夕食を認め、七時迄散歩を試み、七時より九時迄郡長より青年の心得を聴問し、二日目よりは會員各自の五分間感話を行ふ。會員は赤裸々に自己表示をなす。從來意志の薄弱なるを告白して驕然頓悟を誓ふものあり、或は禁酒禁煙を宣誓し、或は農耕の大切なることを痛切に會得したることを述べ、或は將來更に益、人格の修養に力め早起の習慣を養ひ、勤勞事に當るべきを誓ふものあり、各自其の告白する所は異れりと雖も、言々皆肺腑より出て熱情惻々人を動かすものあり。

- 一 午後九時より九時半に至るまで靜坐を行ひ終りて後、各班點呼を行ひ、十時喇叭の吹奏と共に一齊枕を並べて美はしき夢路に入る。

以上は午後の行事にして、若し夫れ開會の際に於ける諸般の準備組織を一種の花園とすれば、午前の行事は實に花の蕾にて、午後の行事は満開して將に果實を結ばんとする準備行爲なりと云ふべし。

尙此種講習會を開催するに方り特に注意を要すべき三要点あり。第一は講師の選擇、第二は會場の選定、第三は司會者の覺悟即是なり。講師其の人を得ざれば講習眞旨を達せず、講師其の人を得るも、會場宜しきを得ざれば、修養其の目的を達せず。講師會場共に其の宜しきを得るも、司會者其の人を得ざれば十全を期する能はず。

## 第五篇 歐米青年團及少女團

### 第一章 歐米青年義勇團の組織及經營

少年義勇團は英國バーテン、パウエル卿が千八百九十九年南阿戰爭に於て訓練を施せる少年の戦時大に用ゆべきを感じ、千九百六年母國に唱道創設せるを以て之が濫觴となし、今や歐米各國に普及して、青年教育の中心團體となつた。以下各國青少年義勇團の組織及事業の概況を述べ、我邦青年團體との比較對照をも試みんとす。

#### 一 英國少年義勇團

英國少年義勇團は、世界に於ける紀元をなせるものにして、組織の整善と實質の充實せるを以て識られてゐる。英國の政星ローズベリー氏嘗て一少年團の發會式に蒞み

予をして我國の最高理想を樹てしむるならば、予は總ての男兒が皆少年義勇團の原理に依つて訓練せられたる國民を以て其の理想とするであらう。斯くの如き國民は人類に取りて一個の名譽たるのみならず、實に歴史上未だ嘗て見ざる最大の道徳的勢力たるであらう。

と、團體の理想を言明し、團員を鼓舞せられた。

パウエル中將に依つて創設せられ、朝野名士の熱烈なる獎勵を受けたる英國少年義勇團は、旭日昇天の勢を以て發達した。團員は綱領として

第一 神及國王を尊崇すること

第二 他人を助くること

第三 義勇團の規則に服従すること

の三條を恪守し、入團に際して左の誓約をなす。

我が名譽にかけて我は

神と國王とに我が義勇を行ひ

如何なる時にも他人を助け

義勇團兒の規則に従はんが爲に

我が最善の道を盡くさむ

義勇團の規約は之を敷衍せるものにして、

- 一 義勇團兒の名譽は信頼せらるべし
- 二 義勇團兒は國王陛下、自己の隊長、兩親、國及使備者に對して其の誠意を盡くすべし
- 三 義勇團兒の義務は有要の人となりて他人を助くるにあり
- 四 義勇團兒はすべての人の友にしてすべて他の義勇團兒の同胞なり。他人が如何なる社會階級に屬するかを問ふことなし
- 五 義勇團兒は禮義を重んず
- 六 義勇團兒は動物を愛護す
- 七 義勇團兒は彼の兩親、分隊長、或は隊長の命令に唯々として服従す
- 八 義勇團兒は如何なる困難の下に於ても微笑して口笛を吹く
- 九 義勇團兒は勤儉なり

一〇 義勇團兒は思想、言語、行爲共に清潔なり

此の主義綱要を歸納せば、一、少年の個人的品格の陶冶訓練。二、公共救助。三、愛國的觀念の鼓吹に歸着すると思ふ。

少年義勇團の施設事業は、皆此の要綱に基いて案出せられてゐる。體育獎勵の如き、人命救助の如き、動物愛護の如き其の一例である。

## 二 佛蘭西少年義勇團

佛蘭西に於ては、夙に青少年の軍事教育に留意し來つたのであるが、其の少年義勇團は、英國の流を汲み、千九百十年十月巴里に於て發會式を舉行せるを濫觴とし、翌年十二月警視廳令を以て法令に類する少年義勇團規程の發布を見た。

該團體の本旨をみるに「本義勇團は少年を剛健にし體力を旺盛ならしめ、精神を修養し、勇武を涵養し、愛國心を作興し、協同一致、精神的責任及名譽の感情を養成せしめんが爲に、佛蘭西少年義勇團の設置を指導獎勵せんことを目

的とす」とあり、其の手段として左の三條を列挙してゐる。

一 各地に少年義勇團の設置を獎勵すること

二 少年義勇團の設置に際し、其の基本と爲すべき綱領を知らしめんが爲に著作其の他各種の印刷物及團兒の服膺せざるべからざる事項の参考書等を公刊すること

三 巴里並各地に講演會を開催すること

其の他本團の必要と認むる場合には本團の事業報告書及各地團體に於ける現在會員名簿等を公刊することあるべし

團員を普通團員と賛助員とに分つ、普通團員は團費として年額一法を納むる。賛助員を分つて左の三種とする。

普通賛助員 年額五法を納むるもの

特別賛助員 年額二十法を納むるもの

終身賛助員 五百法以上の寄附を爲すもの

尙一時に百法を納むるものを普通賛助員とし、三百法を納むるものを特別賛

助員とし、年額所定の團費の納入を免除してゐる。(一法は我が約四十錢)

其の他入團期日、年齢、懲戒、規約、支部規定等を詳細に規定してゐる。

少年義勇團員は入團に際して左の三要綱を宣誓することになつてゐる。

- 一 如何なる場合に處するも、良心ある男子として其の義務に對し忠實勇敢に行動すること
- 二 祖國を愛し、其の戰時と平時とを問はず常に祖國の爲に忠誠を盡すこと
- 三 少年團綱領を遵守すること

佛蘭西少年義勇團綱領

- 一 團兒の言語は神聖なり。假令其の生命を賭するも、何事よりも先づ其名譽を重すべし。
- 二 團兒は服従を知るべし、軍紀は一般の利益の爲に必要なことを了知すべし。
- 三 團兒は進取的男子たるべし。
- 四 團兒は萬事に處し、其の行動に責任を負ふべし。

五 團兒は萬人に對し懇切忠實なるべし。

六 團兒は他の義勇少年團兒を皆己れの兄弟と見做し、貴賤貧富の區別を爲すべからず。

七 團兒は義俠勇敢にし常に弱者の救助に努め、自己の生命を顧慮すべからず。

八 團兒は如何に些細なるとも、一日必らず一善を爲すべし

九 團兒は動物を愛し、又他人をして動物を虐待せしめざらんことを期すべし。

十 團兒は常に快活熱心にして事物の善事のみを求むべし。

十一 團兒は勤儉にして且つ他人の財産を尊重すべし。

十二 團兒は常に自己の品位と自尊とを反省すべし。

此の綱領に準じて、義勇團は運動、訓練、測量、野外觀察、應急手當、射撃、旅行等を奨励し、善良なる國家的青年の養成に力めてゐる。

### 三 米國少年義勇團

英國の血を承けたる新進快活の米國人は、少年義勇團の主義と事業とに賛同し、其の助成に力めたるを以て忽ち全土に普及發達するに至つた。義勇團の宣誓は英佛其の他と同工異曲にして

一 神及我國に對する義務を果し、團兒規則に従ひ  
二 常に他人を扶け

三 自己の身體及精神を健全にし、徳性を涵養することに全力を盡す

此の誓約に際して、團兒は起立し右手を挙げ、掌を前面に向け、小指を拇指の上に載せ、他の三本の指は固めて直立し舉手の禮をするのである。團兒規則も英吉利と同一の精神に出で、ゐる。

#### 米國少年義勇團規則

一 團兒は名譽を重すべし。

團兒が虚言を吐き、又は命せられたことを遂行せずして自己の名譽を毀損

する様のことがあれば、團兒は徽章を沒收せられ、再び之を佩用することが出來ず、又義勇團より除名せられる。

二 團兒は國に對し、將校に對し、両親に對し、又傭主に對して忠實なるべし。

團兒は如何なる困難に遭ふとも、彼等に結着し、彼等の敵及彼等を誘る者を斥けなければならぬ。

三 團兒は他人を助くべし。

團兒は常に人命を救助し、傷ける者を助くる覺悟がなければならぬ。團兒は他日他人の爲に盡すことを心がけなければならぬ。

四 團兒は他人に對して親切なるべし。

團兒は如何なる階級に屬するものにも同様に親切でなければならぬ。そして他の團兒に對し兄弟の信がなければならぬ。

五 團兒は禮義を重すべし。

團兒は萬人に對し、殊に婦人、小兒、老人、病者、不具者等に對し禮義を厚うせねばならぬ。そして團兒は人を助け、人に禮義を盡せることに對し報酬を受

けてはならぬ。

六 團兒は動物に對し親切なるべし。

團兒はなるべく動物を苦しめぬやうにせねばならぬ。そして無用の殺生をしてはならぬ。尤も食物となる動物を殺すのは此の限でない。

七 團兒は從順なるべし。

團兒は兩親、分隊長、隊長の命令に從はねばならぬ。假令自分の嫌な命令があつても、命令には絶対に從はねばならぬ。若し不服の處があれば命令を成し了へた後に之を申し出でなければならぬ。規律が必要だからである。

八 團兒は快活なるべし。

命令を受けた時は喜んで之に從はなければならぬ。團兒は困難に遭つて愚痴をいつたり、泣言をいつたり、腹立ちまぎれに悪口をついたりしてはならぬ、悪口をついたり悪い言葉を用ひたりした者は、罰として其の都度他の團兒に冷水を一抔袖にかけられることになつてゐる。

九 團兒は儉約なるべし。

團兒は一錢たりとも餘分の金は銀行に預け置き、自分が仕事を喪つた時自身を支へ、他人に迷惑をかけぬ様、又他人が金の要る時は與へられるやうにして置かねばならぬ。

十 團兒は勇氣あるべし。

團兒は恐ろしくとも、危険に面し、友人の甘言や敵の嘲弄や脅迫に屈せず、又失敗に遭つて屈してはならぬ。

十一 團兒は清潔を重すべし。

團兒は肉體及思想を清潔にしなくてはならぬ。清潔なる言語を用ひ、清潔なる遊戯をなし、清潔の習慣を養ひ、清潔なる人々と旅行しなくてはならぬ。

十二 團兒は敬虔なるべし。

團兒は神に對して敬虔であらねばならぬ。團兒は忠實に宗教上の務を行ひ習慣及宗教に關して他人の信念を尊重しなくてはならぬ。

十二歳以上の少年は入團するの資格を有し、野外生活、人命救助、身體鍛練、鹿狩、



熊狩、斥候、遊戯等を勵行し、専ら愛國的精神の涵養に力めてゐる。

#### 四 瑞西少年義勇團

歐洲の公園地として識られたる瑞西は、青少年の軍事教育に重きを措き、小學校に於て既に正課として若干の軍事演習を實施し、其の國是たる民兵制度の實現に力めてゐる。

少年は滿十二歳より十六歳に至る期間小學校の義務教育を受け、卒業後は復習學校に就學して既修學科の復演をなすと共に、社會一般の智識を授けてゐる。復習學校は、我邦の補習學校と其の性質を同じうするものと思はれる。地方に依つては、一日の課業を課せるもあり、夏季又は冬季のみ開講せられる地方もある。

之を履修すれば、二ヶ年乃至三個年間補習學校に義務として就學しなければならぬ。此の補習學校を修了するのは恰も十八歳若くは十九歳の頃である。此より更に新兵の豫習講習會に入會して、軍隊の訓練を受くるを要する。斯くの

如く、四期の修養機關を経て始めて少年期より青年期への一貫せる教育實施せられ、最後に國家の要求せる軍人養成の實が擧るのである。

#### 五 伊太利青年團

伊太利青年團は、一、國民射擊協會、體育協會 二、自轉車隊 三、學生大隊の三組織に分たれ、射擊協會及體育協會は、千九百八年勅令を以て創設せられ、陸軍大臣の監督の下に立ち、其の會員は在郷軍人及一般青年より成立し、國會議員、軍人、體育專問家及内務文部陸軍の各關係者を以て中央委員會を組織し、各州に支部を置き知事を其の支部長として、聯隊區司令官が其の事務に執筆してゐる。會員を分つて、一、兵役に服せざる學生團、二、在郷軍人より成る民兵團 三、一般青年より成る自由團の三種とする。尙會員は一年志願兵を出願し得る權利及二十六歳まで徴兵を猶豫せられる特典が賦與されてゐる。

自轉車隊は、主として自轉車を利用して戦時に活動せんとする青年の志願者のみを以て組織せるもので、十六歳以上の青年は隨意に入隊が出来るやうにな

つてゐる。服装及階級は何れも軍隊的に統一せられ、演習の際には純然たる一兵員として勤務する。

外に自轉車俱樂部と呼ぶ異身同體ともいふべき青年團がある。第三の學生團體は十四歳より二十歳までの青年に軍事教育を施す機關にして、個人の唱道に依つて成立し、羅馬に主要部を置き、地方との聯絡を取つて活動してゐる。

## 六 露國少年義勇團

露國に於ける青少年團の軍隊的教養は其の淵源する所頗る遠いのであるが、其の殊に青年教育を重視するに至りしは日露戰爭以後のことに屬する。偶彼の英國少年義勇團の活動は更に同國に於ける青少年の訓育を促進した。千九百八年當時の皇帝は豫備後備の下士に報酬を與へて、小學校兒童に兵式體操の教練を督勵した。此に於てか政府は全國の小學校に内訓を發し、其の目的を達する機關として、少年義勇團の編成を獎勵した。其の當時發せられたる宣言書には、日露戰爭の敗辱を理由として、國民の志氣を督勵して曰く「此の未曾有の國辱

を恢復するものに係つて汝等少年の双肩に在り」と。

次で千九百十年七月當時の皇帝は

小學校兒童に軍事勤務の素養を與へ、且つ成るべく齊整なる教習をなさしむるため、各地の軍隊は少年軍團の組織及教練につき、能ふ限りの補助と便宜とを與ふべし

との命令を發した。此に於て陸軍省は勅命を奉じて、省令を發し少年團の運動を獎勵した。亞いで千九百十一年皇帝は全國各地より參集せる少年軍團の親閲を行はれた當時參加せる少年は約六千人に及び、團體數八十四、引率指導者は將校八十五名、下士九名僧侶百七十名の多きに達した。翌年の親閲式は一層の盛觀を呈し、皇帝は皇太子及内親王を從へて約三時間に涉つて少年の各種教練を親閲せられた。我が故乃木大將が親しく參列して感歎せられたのは實に此の少年團聯合大會であつた。

少年軍團は十歳以上十六歳以下の志願青年にして、

一 兩親又は之に代るべきもの、承諾ある者

- 二 露西亞住民にして且つ基督教徒又は回々教信者なること
  - 三 年齢に相當する智識體格を有する者
  - 四 規定の制服其の他を親より供給せらるゝ者
  - 五 毎月二十五コーベツク(三十錢)以下の金額を少年軍團に貯金する事
- 次に少年團兒は左の軍規に従ふを要す
- 一 皇。帝。及。祖。國。の爲めに戦ふ事
  - 二 相互親睦する事
  - 三 長上には絶對に服従する事
  - 四 弱き者を助くる事
  - 五 常に獨立の精神を有し、絶えず進取的思想を抱き、防禦にも攻勢を取るべき事。

## 七 獨逸少年義勇團

獨逸少年義勇團の先驅者ともいふべきは沙烏旅行團にして、千八百九十七年

専ら學生の意氣を練り、刻苦耐忍の精神を培ふを目的として創設せられた。然しながら眞に獨逸青少年教育に活を入れたのは陸軍元帥男爵フオン、テル、ゴルツ將軍にして、千九百十一年『青年獨逸團』を設置し、義務教育修了後徴兵適齡に至る青少年に軍事教練を施し、愛國的精神を鼓吹することの急務なることを國家及國民に訴へた。

爾來政府當局の熱心なる督勵に依つて、『青年獨逸團』は全國少年團を統一する國家的の中樞機關となり、ゴルツ元帥は自ら本部長として各地の團體を統轄し、皇帝亦此に對して激勵を與へた。元帥が全國々民に向つて發表せる宣言趣旨書は能く『青年獨逸團』の主旨使命の存する所を窺知することが出来る。

### 『青年獨逸團』の趣旨

我獨逸國の強國にして幸福なる將來は實に體力及精神の健全にして倔強に發達せる我青年の一身に係れり、然るに此青年には、今や體育、風儀及愛國的關係に於て最大なる危險の脅す者あり、是を以て我全獨逸の郡村に於て眞に愛國思想を有する紳士淑女及愛國團體に於て我小學校卒業後の青年に體力及

風儀上の善美なる發展を容易にせんが爲の事業は起れり。而して此有益なる事業は今や更に此種の參加團體をして各聯邦毎に特別なる編成に依りて團結せしめ以て一層深く且つ廣き影響を及ぼす必要を感ずるに至れり。然れども此事業をして眞に充分なる効果を收め且全獨逸の青年を包容せんとせば最も廣き範圍に於る我國民の協力を要し、就中發育期にある我青年の父母たる者の戮力を待つや大なり。此の如き趣旨に基き特に青年教育上の一要件たる家庭職業及公的生活に於ける青年の體力及風儀の健全を期すべき教育の目的を達せんが爲に茲に『青年獨逸團』なる團體を建設せり。實に百萬を以て數ふべき我小學卒業生の青年中現今其四分の一弱の一部分のみ正規なる某種類の體育を受くるに過ぎざるなり。故に殆んど其四分の三は、尙之を本團體に招致し教育するを要すべき状況に至り。

我獨逸の嚴父慈母各位よ

吾人は我國民の將來の爲に堅確なる人物を要す。唯倔強なる青年に依てのみ我國家と國民に幸福なる未來を保證し得べきは古今の歴史に徴して明かなり。

故に各位は愛國的精神を基礎とし、體力及風儀の教育を主要の目的とする團體に其の兒子を托せられたし。若し此の如き團體の存在せざる地方には、我『青年獨逸團』なる團體の支部として新に之を設置し、以て青年の心中に獨逸主義及祖國に對する愛情を銘刻せしめんとす。』

我團體の本部は審議の結果先づ此團體的事業の第一主要方針として祖國的趣旨に基き従事せる既成の編合團に新會員を増加するの行動に出でんとす、之に關し詳細なる説明を獨逸帝國の各郡村に與へんが爲本年十二月十一、十二日を以て本團結の代表者を伯林に招致することとせり、我團體は以上の公告と説明とを廣く復刷して配布せられんことを望む。

千九百十一年

青年獨逸團本部

部長元帥 フォン、デル、ゴルト

青年獨逸團の總裁は、獨逸皇太子にして各聯邦に於ては、國王若くは世子を以て總裁と爲し、政府は本團體に多大の援助と督勵とを與へてゐる。獨逸青年の意氣を鼓舞し、全國に涉つて緊張せる國民精神を作興せるものは、實に此

の『青年獨逸團』である。

英米佛諸國の少年義勇團に比して、一、其の規模の雄大なる、二、其の組織及系統の一貫せること、三、著しく軍國的傾向の見ゆること、竝に國家本位に着眼せる等の特色を存する。

亞で千九百十四年八月、陸軍、内務、文部三大臣連署を以て軍事豫備教育に關して訓令を發し、青年團體の訓練に關する標準を指示した。(附録參照)

斯くの如くにして、獨逸青少年は『青年獨逸團』の手に統轄せられ國家の興廢を双肩に擔へる寵兒として軍國主義の權化ともいふべき皇帝及軍人に愛護せられたのである。這次の戦争に際し青年獨逸團が祖國に旺盛なる活力の供給を爲し、戦線に立てる軍隊の志氣を鼓舞せるの成績は争ふべからざるものである。開戦當時陸軍省が志願兵を募集するや、一ヶ月にして出願者二百萬人に達し、一時募集を中止するの已むなきに立ち至れるが如き其の一例である。年齢其他の事由を以て出征すること能はざりし青年は、或は國內の警戒に任じ、或は恤兵事業に、或は軍人遺家族の救護に活動してゐる。

殊に注目すべきは農業の援助にして壯丁出征の爲に食糧供給の源泉たる地方の農事荒廢を悞れ、團員は地方に歸農し、郷土青年と戮力して主要作物の播種、耕耘及收穫に従事せる一事である。獨逸が食糧に窮逼せず、能く長日月の戦闘を繼續して綽々たる餘裕を示し得たものは、蓋し青年團體の努力多きに依ることであらう。

我邦の少年義勇團も、歐米の風を模せるもので、東京、横濱、沼津、金澤、仙臺等に於ける少年團は特に優良なる成績を擧げてゐるといふことである。都市少年の心身を鍛練し、善良なる紳士を養成する上に、極めて有意味のものと思はれる。然しながら我邦には、世界無二の特色を有する地方青年團體存在せるを以て、之を都市に輸入すると共に、地方の少年團は之を在來の青年團體に統一することの國情に鑑み極めて適切の策たるべきを信ずる。

## 第二章 我邦青年團と歐米青少年義勇團

各國に於ける少年義勇團が英國の系統を引けることは、既述せる如くである

が、各國國情及風俗の相違より自ら其の國特殊の風を帯ぶるに至つたことは、亦自然の勢であらう。従つて之等を打つて一團として我邦青年團と比較することは甚だ困難なるのみならず、少年義勇團が果して我地方青年團に適應すべきものであるかに就ても議論の餘地があらうと思はれる。然しながら近時我青年界の趨勢を見るに、獨逸其の他の組織を參考として指導の方策を立てたるものも少くない。又一方英國少年義勇團の如きは其の創設の始に當つて彼の薩摩の健兒社の組織を模せるものとも言はれてゐる。彼我青少年團體に一脉の通ずる所のあることは明である。乃ち青少年修養の代表的團體ともいふべき青年團と少年團との比較を試みることも亦徒爾ならざるを信ずる。

尙外國には宗教を中心とせる男女基督教青年會存在し、我邦にも東西兩京を始めとして、主要なる都市に此種青年團體の設置せらるゝを見るのであるが、我邦青年團に比して創立の動機及目的を異にするを以て今此に論せず。

### 一 起源及沿革の比較

我邦青年團は兵馬倥傯の後を承けて民心殺伐の風を馴致せんとせる鎌倉時代の若者をして氏神祭事を擔當せしめ、郷土に安住せしめんとしたる源頼朝の政策に依り創設せられたる彼の若衆組を以て起源とすると言はれてゐる。此より起算すれば、正に七百年餘の星霜を閱せるものにして、之に比すれば歐米少年義勇團は幾十代の裔とも言ふべきである。

今若連中組の不文の綱領をみるに、一、神。社。奉。仕。 二、愛。郷。心。の。涵。養。 三、娯。樂。及。矯。風。 四、地。方。改。良。等に歸着するやうに思はれる。然るに歐米青少年義勇團は少年に對する體育獎勵若くは軍事教育の訓練を目的として誕生したるものなることは、既に反復せる所である。

又我邦青年團中には、郷土の弊風を矯正し、農村の疲弊を挽回せんが爲に奮起したるものも少くない。譬へば家貧しくして孝子出づるが如く、我が家の危急を救はんとして奮起せる奇特なる青年會もあつた。彼の内務大臣の表彰せる奈良縣宇陀郡三本松村大野青年會及山形縣西村山郡西五百川村松程青年會の事績をみるに、何れも紊亂せる郷村の風儀を矯め疲憊せる地方を恢興することに

於て成功せるものであつた。大野松程兩青年會のみならず、一般青年會にして地方復興を標榜して創設せられたるものも少くなかつた。又積極的に、自治幫助機關として誕生せるものも少からざりしことはいふまでもない。

然るに今や地方父兄の自覺と自治制の發達とは、青年をして冷靜に各自の心身修養に専念せしむるの餘裕を與ふるに至つた。内務文部兩大臣が青年團體を修養團體となせる理由の一は、正に此に存することと思はれる。青年の幸福であると共に、父兄に對しては一種の反省であらう。

之に反して、歐米少年義勇團は、當初より軍事教練及貴族青少年の身體鍛練を目的として組織せられたるを以て、地方自治及地方改良と深き關係を有せず、況んや父兄の墮落に慷慨し、蹶然興起せるが如き雄々しい歴史を見ることが出來ない。佛蘭西が當初英國少年團を單に兒童の遊戲に過ぎずとして、毫も其鳴を感せなかつたのも、さもあらうと思はれる。

次に我地方青年團は、主として僻陬なる地方農村に呱呱の聲を擧げたのであるが、歐米少年義勇團は主として都會地に旗上をなし漸次地方に及んだ。而して

其の團兒は多く智識階級及官公吏の子弟であるが、之を我青年が主として小農家青年に依つて團結せると比較せば、又同日の論に非ず。

今假りに、鬱蒼として綠滴らんとする鎮守の森を眺めながら、鐵の柄に節くられた太き手をかけて、畑に下り立てる質樸なる青年を以て我地方青年團を象徴すれば、油畫のやうな公園の芝生に木劍を執つて、訓練に餘念のない瀟灑なる貴族的少年は、即ち歐米少年義勇團の像である。

次に年齢をみるに、歐米少年團兒は多く十歳若くは十二歳より十七八歳を標準限度として居つたやうである。之を我邦青年團が十五六歳を基準として二十五歳乃至三四十歳に及んでゐると比較すると、是亦著しい相違と思はれる。

## 二 組織及系統の比較

我邦青年會は部落又は町村を單位として郷土的に發達し、歐米少年團は郷土と深き關係を有せずして軍隊的の系統を追つて普及したものであると思はれる。國防と内治とは、或點に於て一致する。従つて此の兩者の指導は或場合に共通し、

或程度に於て一致するものである。要するに、我邦青年團は郷土的より軍隊的に、歐米少年團は軍隊的より郷土的に進んだ。

我邦青年會は、大正五年始めて中央指導機關たる青年團中央部設立せられ、全國青年團體を統一したのであるが、獨逸は千九百十一年即ち大正元年を以て伯林に『青年獨逸團』の本部が設けられた。我青年團中央部の組織及地方團體との聯絡の方法が獨逸と略其の形式を一にしてゐることは、識者の注目する所である。

又我邦青年團は、地方改良の關係より主として内務省之が指導の任に當つて居つたのであるが、補習教育の發達に伴ひて文部省亦之に關與するに至り、近年兩省の主管事務となり、歐洲戰爭勃發以來陸軍若くは軍人側との關係漸く濃密となり來つた。之が爲に青年團體をして軍隊の豫備教育機關たらしむるに非ざるやとの疑問をさへ生せしめるに至つた。

獨逸は千九百十四年八月即ち歐洲戰爭開始の年に於て、陸軍、内務、文部の三大臣の連署を以て『青年獨逸團』に訓令を發して青年團の使命の重大なる所以を

説き、軍事教育の標準を訓示した。恰も此の秋我地方青年團に對しても、内務文部兩大臣が訓令を發して、時局に處する青年の修養と自覺とを奨めた。次で大正七年五月、東都に於て全國青年團指導者大會の開かるゝに際し、第二回の訓令が兩大臣の連署を以て發せられた。然しながら前後兩回の訓令共に陸軍大臣の署名を見なかつた。強き兵を作るには先づよき國民を作らねばならぬ。良民は即ち良兵であり、良兵は即ち良民である。其の訓練指導は、或意味に於て共進する所が多いこといふまでもない。従つて軍人を指導者とするか否かといふやうなことは、深く問題とするに足らぬ。(附録參照)

然し極端なる軍國主義の鼓吹は青年を誤り國家を危殆ならしめる懼がある。堅實なる國民を養成し、此の良民より良兵を出すことが自然であらう。内務省が地方自治の關係より父となり、文部省は家庭教師の資格を以て母となり、陸軍省は軍隊教練を施すべき體操教師にして、農商務省は、實業的智識を授くる技師となり、互に聯絡を取り、氣脈を通じて同情と識見ある指導をなすことが最も必要のことと思ふ。



## 三 會則及綱領の比較

我地方青年團の會則は、從來の歴史及慣習に依りて自ら一様でないが、

一、本會は青年の智徳を磨き、體育を奨励し、風俗を改良し、公共協同の精神を養ひ、勤儉力行以て地方の改良發達に努め、國運の發展に貢献せんことを期す。

二、本會は教育勅語及戊申詔書の御主旨を奉戴し、勤儉努力産業を興し、教育を奨め、風儀を矯正し以て本村の發達を圖り、忠君愛國の精神を貫徹し、皇恩の萬一に奉答することを以て目的とす。

斯くの如き型式の會則が多かつたのである。之を概観すれば其の標榜する所稍抽象的にして理想に馳せ、輪廓の壯大なるに比して内容之に伴はざるの嫌があるやうに思はれる。

忠君愛國の四字は、吾等が哺育時代より鼓吹せられたるものにして、日本國民たるもの、最高最崇の理想であり覺悟なることいふまでもないことであるが、

口之を言ひ、文之を綴る割合に、其の眞意を解するものが少く、又其の實現の方法に就き徹底せる指導をなすものも多くないやうである。漠然として之を教へ、漠然として之を聞き、漠然として之を遵奉し來つたやうに思はれる。將來は、愛國の精神とは何か、如何にして忠義の途を完うし得べきか、之を徹底せしめることが極めて肝要であらうと思はれる。小學校は固より青年團に於てはよく此の精神を以て、青年の心の奥底に忠君愛國の眞髓を刻銘せしむるを要する。

歐米少年義勇團をみるに入團に先つて誓約を行つてゐる。其の各團殆んど共通とも見るべきは、一、名譽にかけて神及國王を尊敬し、二、義務を履行し、三、他人を助け、四、團則に従ひ、五、快活進取、常に高遠なる人生の理想を標持するといふ諸點に盡きてゐるやうに思はれる。

是は、歐米少年團の誓約にして、同時に綱領ともいふべきもので、施設事業の如きは、之を中心として設定せられたものと思はれる。

此の綱領中我青年團の最も採つて學ぶべきは、義務の觀念と責任の尊重であ

る。英國人は最も此の二徳目を重視し、之を以て紳士の標準となし來つた。彼のトラファガルの海戦に際し、ネルソン提督の橋頭高く掲げられたる、英國は今各員に向つて國家の爲に義務の遂行を期待すべき重大なる時機に逢着せり、といふ意味の信號は、尤もよく彼國民性を發露せるものである、此の義務の觀念は纏て彼邦少年義勇團の掟となり延て氣質となつた。

我邦青年團の協同一致の實績擧らざる主因の一は、團員に義務責任及名譽の觀念の缺乏するに歸因すると言はれてゐる。名譽心とは虛榮心の謂に非ずして良心即公明正大の精神をいふ。

次に歐米少年團兒は如何なる危險なる場合にも自己を犠牲として他人の救助をなすを以て本領としてゐる。慈惠救済は亦本邦の特色にして、憐保相扶の美風と相俟つて青年團體の主なる事業の一となり、社會一般亦仁慈愛憐の情深く鰥寡孤獨に對しては、老幼婦女を問はず、厚き保護を加へ來つた。

然しながら我邦の救助觀念は人情にのみ立脚し正義の觀念は寧ろ乏しきの感があつた。慈惠救済は事業でなく、行爲である。行爲でなく、愛の發現である。

情を以て動き情を以て助くることは、即ち人情の自然である。去りながら將來の救助慈善は、理智と人情とを調和し併行せしむるを要する。情に泣き、涙を以て助くると共に、理に稽へ、政策を以て救助することが根本である。我邦青年團の人情主義に歐米少年團の正義を打つて一丸とし、徹底せる救済を行へ。蓋し情に依つて動くものは情に依つて醒める。眞理は永遠に不滅である。

次に歐米少年團は國家、團長及兩親又は傭主に對して忠實なるべきを宣言してゐる。此亦義務の觀念より出づるものであるが、我邦青年は服従は權利の變形なるの觀念を知らず、師長團長に對して服従の徳を缺き、甚だしきは故老を嘲弄するが如き振舞をなすものが少くない。此れ團體の結束の鞏固を缺く眞因にして、凡ての行動の統一を缺くも、亦此に因することが多い。

殊に米國少年團が

團兒は兩親分隊長の命令に従はねばならぬ。假令自分の嫌な命令であつても命令には絕對に従はねばならぬ。若し不服の處があれば命令を成して了つた後、之を申出でなければならぬ。規律が必要であるからである。

とあるは、甚だ味ふべきことである。一般に團體の規則を輕視せんとするのは、實に日本人の缺點と言はれてゐる。青年團體の會則は、青年の意思生命を代表せるものである。従つて之を勵行するは、自己の命令に従ふ所以に外らぬ。選ばれて團長となるものは、團體の意思を代表せるものである。彼一箇人の命令と思へばこそ、愛憎の念之に伴ふ。自己の認めたる會則に従ひ、自己の選出せる會長に服従するは、是れ正に當然の義務である。箇人と團體とを混淆し、規律を紊らんとするが如きは斷じて戒めねばならぬ。

次に歐米少年團は、團兒に對し動物を愛護すべきを教へてゐる。此は我青年團の不言に實行せる一であるが、地方少年中には、未だ禽鳥に對する愛憐の情の濃かならざるものもあるやうに思はれる。將來尙此に對する愛情を養成することが肝要である。因に彼の動物虐待防止會の如き、其の主旨に協同するものであるが、虐待防止の文字の存すること既に虐待の實尙現存しつゝある一證據とも目することが出来る。此種の團體寧ろ無用とならんことを望む。

其の他歐米少年團に於ては、快活の精神、清潔の習慣、儉約、勇氣、禮讓の

養成訓練を主なる綱領の内容とし、殊に困苦に耐え愉快に業務を執行するの精神を教へてゐる。英國少年團則の八項の「義勇團兒は如何なる困難に於ても微笑して口笛を吹く」の一節は、快活にして我慢強い英國少年の俤を眼前に髣髴せしめる。

#### 四 我邦青年團の特色

「斯くの如く彼此比較し來れば、我邦青年團は其の訓練に於て多少遜色を發見するやうであるが、我邦青年團は 一、愛郷心の涵養 二、公共事業 三、地方改良 四、産業獎勵等彼に見る能はざる特色を有する。殊に概して生活程度の高からざる地方農村の子弟を以て組織せられ、郷土振興及國力發展の二大目標を樹立し時として自己を顧みず國家に貢獻せんとする雄々しき覺悟と精神との横溢せるの點は、恐らく世界に類を見ざる一特色として、聊か自ら誇るに足る。要するに、我邦青年團は愛郷心を以て地方に興り、歐米少年團は訓育を目的として、都會に誕生せるものと言へる。我邦青年團が次第に軍國主義的傾向を帯び來り、

歐洲少年團が漸次農事の方面に活動を開始し、田園に親しまんとしつゝあるは、亦正に一奇の現象である。

之を按ずるに、我邦青年團は其の歴史と組織とに於て、世界無二の特長を有する。希くば採長補短益其の特色を發揮するに努めよ。

### 第三章 獨逸少女義勇團

#### 一 戦時の少女義勇團

少年義勇團の發達に伴ひ、少女義勇團、女子涉鳥團等女子の心身鍛練を目的とする團體の勃興するに至つたことは、我邦青年會の普及に伴ひ、處女會の設けらるゝに至つたのと其の軌を一にし、是亦自然の勢である。今や少年義勇團の設置せられたる歐米各國にして、少女義勇團を存せざる國は殆んど皆無ならんとす。殊に英吉利、伊太利、獨逸等の少女團は組織整善し、成績亦佳良である。青年處女の心身を教養して、次の時代の國家を富強にせんとするは、蓋し世界共通の運動であらう。

左に各國少女團の代表とも目すべき、獨逸少女義勇團の組織及内容の大意を我處女會と對照して紹述せんとす。

#### 二 目的及綱領精神

獨逸の少女義勇團は成長期に於ける少女心身の發達に留意し、能く都市の誘惑を抑制する修養及訓練を積ましめ、理想高く意思堅固にして、能力秀でたる婦人を養成することを目的としてゐる。

之を我邦處女會に比すれば、略其の教旨を同じうするが、我處女會が年齢及家族主義の關係より、良妻賢母を終局の目的とするに比し、少女義勇團が一言も之に言及せずして、専ら婦人の能力増進を唱道せるは注目し値する。即彼は妻となり母となるに先つて、完全なる女及人を養成することを眼目としてゐるやうに思はれる。此の本旨の相違は、應て彼此團體の修養及事業の内容の相違を暗示するものである。

即我處女會は婦徳の涵養に重きを措き、裁縫、育兒、看護、禮法等の教習を主要な

る修養事項としてゐるのであるが、獨逸少女義勇團は、此等家庭的方面よりも、寧ろ婦人の能力、觀察力及研究心の養成訓練に注意し、男子と相列んで優秀なる活動を爲し得べき教養を施してゐる。

### 三 少女義勇團の事業

更に獨逸少女團の施設事業の内容を検すれば、旅行、遠足、視察、工場調査を首めとして、法制經濟の研修、貯蓄の研究、財産管理、保險法、救急療法、危急防禦、小兒養護、都市研究等を主なる事項としてゐる。之を我處女會に比すれば著しく社會的である。此等の施設事業を經營する間自ら義務、責任の觀念を養ひ、服従の美德を培養すると共に、自然に對する愛好の情を深くし、自然の現象及人事百般に對する觀察力を精細ならしめる。殊に旅行は少女團員の嗜好に投じ、夏季には天幕旅行さへ試みられる。

又農事の研究にも留意し、共同蔬菜園を設け團女は協同して果樹其の他を栽培し、適當なる方法に依つて之を市に鬻ぎ、其の収益を團の必要なる經費に充

て併せて公共及慈善事業に提供してゐる。

我處女會は、良妻賢母の養成を本旨とするを以て、其の施設事業は、妻たり母たるの修養事項を中心とし、裁縫、料理、看護等に關する事項の自ら多きに涉つてゐることは、亦勢の然らしめる所である。之を獨逸少女團に比すれば、著しく家庭的にして、彼を積極的とするならば、我處女會は消極的であると考へられる。然しながら此は兩者の長所であり短所である。少女團は快活にして常識を具備する能率高き「女」を養成するを以て目的とし、我處女會は優美温雅婦徳高き「妻」を作るを以て主眼としてゐる。彼を饒舌なる雲雀に譬ふれば、我は氣品高き鶯を以て比すべく、彼を炎天に咲き誇るダリヤを以て象徴するならば、我は春雨の惱みに落ちたる海棠を以て表章することが出来る。

國民性及家族制度の相違の然らしめる所であるが、將來の日本婦人は、其の快活、理性及觀察力の養成等に關しては、他山の石として彼に學ぶことも忘れてはならぬ。

## 四 指導者の資格要件

我邦處女會は主として妙齡の處女を包容して郷土的に發達し來つたものであるが、獨逸少女團は十三四歳より最高年齢十八歳に至る範圍の少女の心身訓練を目的として誕生した。而して其の組織は軍隊的にして、八名を以て一組となし、三組又は四組を一隊とし、次第に其の數量を累進増加してゐる。十八歳以上の女子は賛助員として後進を指導せしめ、此中より優良なる婦人を拔擢して團長たらしめる。又團長を補佐する爲に、團員中の優秀なるものを組長となし、團長事故あるときは其の代理をなさしめる。

團長の人選は嚴格にして、第一に少女に人望を有すると共に、少女に對し理解力を有する婦人にして、且威嚴ある中に愛嬌の徳あるを要件としてゐる。尙指導者はなるべく永く團長の椅子に座し、會員の教養に従事することをも要求してゐる。

此等の指導者は、少女團體に事故の發生せる時には、其の善後策を講ずるこ

とに力め、團員間に紛争を生ずる時には、之が調停を試みることをも任務の一としてゐる。此等指導者は時々協議會を開き、指導に關する方針を確立し、重要な事項の研究をもすることになつてゐる。

我邦處女會は主として校長村長等之を指導し、女教員之を輔佐してゐるやうであるが、將來は婦人の活動に依り、會員中より代表者を選出して團體を自治せしむるの新時代が將來すること、思はれる。

## 五 入團の宣誓と入團届

我邦處女會は憐保の交誼を擴充し、家庭團樂的に結束したものであるから、入會に際しては、別に願出の手續を要せざるを以て普通とする。然るに獨逸少女團は、入團に際して左の願書を提出することになつてゐる。

入 團 願

姓 名

生 年 月 日 及 原 籍

本人の 學校及學級又は地位及職業

住所

信條

父親の 住所

地位

小生儀何々少女義勇團の入團の條件を承知仕り、本願書に依りて、小生の娘（或は奉公女）を入團致させたく、尙月々幾ブエンニヒ納付金の件正に承諾仕候間此段奉願候也

年 月 日

父親又は代理人署名

願書を受領せる團長は、志願者を召集して人物試験を行ひ、登第すれば、握手を以て更めて入團の宣誓をすることになつてゐる。團女の入團條件は左の諸條である。

- 一 指揮者には無條件にて服従すること
- 二 凡ての練習及遊戯に参加すること

三 事故の爲に缺席したる時又は缺席する時は書面を以て届出を爲すこと無届にて四週間練習に加らざる時は、團長は之を名簿より除名することを得

四 少女義勇團金庫に一週間凡そ五乃至十ブエンニヒ（一ペエンニヒ凡そ四錢）を正確に納付すること

五 練習中は何時も飲酒せざること

飲酒を禁じてゐるのは我處女會に比して興味甚だ深く、第一條の無條件の服従は著しく威壓的に聞えるが、會長は少女の意思を代表せるものなるを以て、會長の威令は概して徹底的に行はれてゐるやうに思はれる。

### 六 旅行及遠足

獨逸少女義勇團は寄宿舎を建設し、其の設備及裝飾に關しては、少女團が手工に依つて學び得たる智識及技能を活用しつゝある。服装は輕快にして多くの經費を要せざるものたるを要し、且友情を増し、共同の觀念を養ふ効果の存す

るものを以て理想としてゐる。

徒歩旅行は一年數回之を行ひ、少女團の主要なる事業の一となつてゐる。尙其の引率者たる婦人は、左の資格を具備するを要する。

- 一 健康にして決斷心を要すること
- 二 飲酒を禁じ、大食せず、常に正しき服裝をなすこと
- 三 危険又は災禍に際して、適當なる實際的措置訓練あるべきこと
- 四 會員の看護並飲食の定量に關し、衛生上の忠告を與ふるに適當なるべきこと

五 少女の疲勞程度を洞察するの明を有すること

六 年齢に應じ旅行者の能力を十分に察知すべき能力を有すること

尙引率婦人は此等の條件に加ふるに沈着と權威とを有し、愛情深く、自己の托せられたる少女に對して、理解力あるを要し、且少女を過度に叱責又は訓誨せざること要求されてゐる。斯かる理想的指導者に引率せられたる快活なる少女等が、一定の服裝をなし唱歌を合奏しつ野外を行軍せるの光景は、我處女會

には容易に見ることが出來ぬ。

然しながら、閑雅なる邸宅の大廣間に於て、しとやかなる農村の少女が、禮法の演習をなしつゝあるが如き家庭的の床しき俤は、我が處女會にみるべくして、彼少女團に見ることが出來ぬ。

## 七 獨逸少女團中央部の設立

經費は十八歳以上の賛助員の出資金と、有志の寄附金とを以て支辨し、一般會員よりは會費を徴收せざる方針であるが、入會の際には、二十乃至四十ペエニヒ（凡そ我八十錢乃至一圓六十錢）を其の團の金庫に納付しなければならぬ義務がある。尙特別の施設譬へば大徒歩旅行及夜間談話會等に際しては多少の寄附を要求することを得るの規定である。會計は團員より適當なる婦人を選出して之を處理せしめつゝある。

獨逸少女義勇團に對しては、國家及公共團體は種々の便宜と保護とを與へてゐる。博物館、圖書館、其の他の教育的施設に、自由に出入することを得、市街鐵



道等の賃銀に對して割引の特典の與へらるゝなど其の一例である。

以上述ぶるが如き組織と方法とに依り、獨逸少女義勇團は全國に普及し、最近伯林に於て是等地方少女團の相互聯絡及指導統一の機關たる少女義勇團中央部の設置を見るに至つた。

## 第六篇 青年團參考資料

大正四年九月發布せられたる地方青年團體に關する内務文部兩大臣の訓令は、青年團體に革新の導火を點じたるものにして、爾來時勢の進運と指導者の督勵と相俟つて青年團體は組織内容共に其の面目を一新するに至つた。以下訓令發布後各府縣に於て指示闡明せる青年團體の本旨綱領施設事業娛樂竝補習教育に關する標準事例の一斑を掲げて以て指導者及青年團體の參考に供する。

### 第一章 青年團體の本旨及綱領標準事例

#### 一 巖手縣

##### 綱 領

- 一 忠孝の本義を體し健全なる國民善良なる公民たるの素養を修得すること
- 二 智徳の修養體力の増進に勗め摯實剛健の氣象を作興すること

- 三 家業に精勵し勤儉力行の氣風を振作すること
- 四 社會の進運に鑑み地方産業の發展に努力すること
- 五 和衷協同以て團體生活の良習を養成すること

### 二 長崎縣

#### 青年團體の目的

- 一 忠孝の本義を體し愛國の精神を涵養し以て共同生活に必須なる素質の養成
  - イ 神社竝に祖先崇敬の觀念を養ふこと
  - ロ 愛郷の觀念を厚くして公共の爲にする犠牲精神を養ふこと
  - ハ 自治協同の精神を養ひ責務を重ずること
  - ニ 秩序を尙び公益を重ずること
- 二 常識の涵養其の他生活に必須なる智識技能の補習
- 三 品性の向上及人格の完成
  - イ 誠實にして勤勉なること

- ロ 禮讓に厚く節制を重ずること
- ハ 素行を慎み風紀の振肅を圖ること
- ニ 自重耐久の風を養ふこと
- ホ 剛健質實にして尙武的志氣を振作すること
- ヘ 身體を鍛練し體力を増進すること

### 三 和歌山縣

#### 修養の方法

#### 一 智徳の修養

- イ 教育に關する勅語、戊申詔書軍人に下賜せられたる勅諭の服膺に就きては勅語奉讀會其の他諸式諸會等あらゆる機會を利用して聖旨の普及徹底に努むべし
- ロ 補習教育は主として小學校教師之れに當り(實科は農會技術員等適當なる者を得れば更に可なり)小學校との聯絡を密接ならしむべし若し土地の情

況により一所に集め難き場合に於ては可成教員の部落在住の計をなし十分普及せしむることを期すべし

ハ 比較的閑散なる時期又は休日等を利用して適當なる講師を聘し簡易なる講習講話會を開催し或は談話會を開きて會員相互の經驗談又は修養談を交換し或は土地の老農名望家の談話等を聞き會員の修養に資せしむべし

ニ 讀書趣味の涵養に努め巡回圖書の利用、圖書館、文庫の設置、圖書、雜誌、新聞の購讀閱覽の設備をなし平易にして趣味ある書籍を選び常識を養ふに資せしむべし

ホ 自治の精神を涵養し其他公權を行使するに當りて遺憾なからしむるは一に青年會の訓練に俟たざる可らず故に常に自治の何ものたるかを切に説示し自己の人格を尊重すると共に他人の人格を尊重し私利を輕んじ公益を重んじ情實を去り正義に循ふの觀念を養成すべし

## 二 身體の鍛練

相撲、擊劍、柔道等の武道、登山、遠足、運動會、水泳、操舟等の諸目を選び常に體力の

増進を計ると共に剛健尙武の氣風を養ひ兼て禮節及紀律の訓練をなすべし例へば擊劍の如き攻撃的精神の鍛練を主とし兼て禮節を教へ品格を重んじ徒に勝負の末に走ることなきを要す商工業地に在りては體格衰頽に傾き易きが故に特に體育に顧慮するを要す

## 三 産業上の智能の習得

植林、開墾、養魚、稚蠶共同飼育、共同苗代、品評會、實業視察等の諸項を選び産業に關する實際上の智能を習得せしむべし

産業組合は中産以下の經濟を助長せしむる機關にして資力薄弱なる者も合同の力により富豪と同様の利益を享受すべく國家經濟の發展に裨益する所大なり故に會員には産業組合に關する智識を授け他日實際其の事に従ふ日の準備と爲すべし

## 四 公共心の養成

市町村若は其の部落に於ける教育、衛生、納税及勸業等に關する事項の見學、水難、火災、風害等の際に於ける救急事業の補助、公用又は公共の用に供する建築

物の築造、修繕の補助並に請負、市町村及學校基本財産の設置増殖の補助等は會員の公共心を養成するの一端たらしむべし

五 慈善

軍人軍屬其他公共事業に盡力したる者の遺族又は鰥寡孤獨、貧窮者に對する金員又は勞力の補助をなすことあるべし

六 貯金

本會基本財産の蓄積、會員各自の貯蓄を爲さしめ以て會員に貯蓄の美風を養はしむべし

七 風紀の矯正

規約を定め陋習を打破し惡風を矯正し兒童少年を保護善導し一面良習慣の助長に努めしむべし

四 三重縣

青年團の目的

義務教育を修了し若くは高等小學校の教科を卒業して家郷に在る青年を尙教導誘掖して健全なる發達を遂げしむるは小學教育の本旨を貫徹せしむる上に於て最も緊要のことに屬す是を以て縣は日露戰爭後地方に散在せる若連中、宮守等の團體を改造して青年會を設立せむことを懲慝したり而して是等の團體員中丁年未滿の者を悉く補習學校若は夜學に收容して殆ど獨立の年齢に達する迄被教育者の位置に置き教授訓練を繼續して益々智徳を研かす風紀を改善し道徳を維持し併せて地方産業に關する智能を修得せしめ又別に講習會、講話會、通俗圖書館、巡回文庫、各種展覽會、品評會等を開きて一般會員の修養に資せしめ以て健全なる國民善良なる町村民たるの素質を養ふことを目的とせり斯くの如く本縣青年會は青年の教化を中心とするを以て其の教ふる所修身、讀書、習字、作文、算術及實業科目に重きを置き之に配するに公民的教材を以てし又別に補習教育の應用實習を目的として産業實習、公共事業の補助、慈善事業、勤儉貯金等の事に従はしむることとせり

## 五 宮城縣

### 青年團體の改善指導に關する方針

- 一 青年團體は心身の修養鍛練に力め健全なる國民善良なる公民たるの素地を養ふを以て目的とすること
- 二 青年團體は其の目的を達する爲め左の事項を行ふこと
  - 一 教育勅語、戊申詔書並陸海軍人に賜はりたる勅諭奉讀
  - 二 夜學會、講演會
  - 三 擊劍、銃槍、操練、射的、行軍、遠足、相撲、柔道、水泳、漕艇等
  - 四 其の他心身の鍛練に適當なる事項
- 三 青年團體は市町村内に於ける義務教育を了へたる者若くは之と同年齢以上の者を以て組織し其の最高年齢を二十年とすること
- 四 青年團體を分ちて二部とす十六年未滿を以て一團とし十六年以上を以て一團とし年齢に相當する教育訓練を行ふこと

### 五 青年團體は市内の一部及び町村を區域として組織す

但し町村は土地の状況に依り部落又は小學校通學區域等を區域として分團を置くことを得ること郡市は市町村内の青年團體を統括して郡市青年團體を組織し縣は郡市の青年團體を統括して縣青年團體を組織すること

### 六 青年團體の指導者には小學校長又は市町村長其の他名望ある者に就き最も適當なる者をして之に當らしめ學校職員、市町村吏員、在郷軍人、警察官、神官、僧侶、武道師範其の他の篤志者中適當なる者をして協力指導の任に當らしむること

### 七 青年團體に要する費用は努めて團體員の勤勞に依る收入を以て支辨すること

### 八 青年團體は毎年春季に於て入團式並退團式を行ひ團員をして宣誓せしむること

## 六 大阪府

### 青年團體の目的

- 一 忠孝の本義を體し品性の向上に努むること
- 二 體力を増進し質實剛健の氣風を作興すること
- 三 實際生活に須要なる智能を練磨すること
- 四 職業に精勵し勤勉力行の風を振作すること
- 五 立憲自治の思想を涵養し公民たるの修養をなすこと

## 七 京都府

### 青年團體指導方針 (市)

- 一 事業の企劃經營にのみ奔馳して其の當面の本務をふせにし修養を懈る等本末を愆り名實相反するが如き時弊に陥らしめざること
- 二 團體員相互責善忠告の方法を立て和衷親善なる團體風格を作興せしむること

- 三 體育器械を設備し適切なる運動方法を採擇し特に身體の鍛練に力め規律を嚴正にして以て摯實剛健なる氣風を作興せしむること
- 四 時々會集を企て團體員相互進んで智能を練磨し識見を向上することに不斷の努力を致さしむること
- 五 儉安を避け勞働に親み議論に馳せず實行に就き進んで公共の任務に當り以て團體をして健全なる發達を遂げしむることに最善を盡さしむること

### 青年團體指導方針 (郡)

- 一 事業の企劃經營にのみ奔馳して其の當面の本務を忽せにし修養を懈る等本末を愆り名實相反するが如き時弊に陥らしめざること
- 二 團體員相互責善忠告の方法を立て和衷親善なる團體風格を作興せしむること
- 三 體育器械を設備し適切なる運動方法を採擇し特に身體の鍛練に力め以て摯實剛健なる氣風を作興せしむること

四 實業補習學校生徒の就學出席督勵に任じ尙團體員相互進んで智能を練磨し識見を向上することに不斷の努力を致さしむること

## 八 新潟縣

青年團體の目的とする主眼は今回訓令に明示せられし如く健全なる國民善良なる公民たるの素質を得しむるに在るを以て隨て學校同様智育、德育、體育を完全に遂行せしむべきものたらざるべからず然るに從來の青年團體は動ともすれば事業團體として公共の事業を行ひ産業を營むことを本旨とし却て團員の修養を閑却せしものあり依て之れが施設經營に關しては特に留意し身體の鍛練精神の修養に重きを置き以て本團の目的を貫徹せしむること又之れが指導者は小學校長又は市町村長其の他名望ある者の中に就き最も適當と認むる者を選はしめ市町村吏員、學校職員、警察官、在郷軍人、神職、僧侶其の他篤志者中適當と認むる者をして協力指導の任に當らしむること尙ほ團體員にして團體員たるの年齢を過ぎたる者は團體の援助者として其の力を竭さしむること

## 九 島根縣

### 青年團の本旨

智能啓發、徳性涵養及身體鍛練は修養の三要目として完全なる修養を期せんとせば此三要目に對して遺漏なき注意を加ふるを以て特に緊要なりとす然して是れが實施に際しては最も適當の方法に依り実績の顯著ならんことを期すべきなり次に修養事項の撰擇に就きては地方の實際に適合せしむるを期すること特に必要なり市と島郡と更に市街地と農村とに於て各種目を異にする等適宜斟酌を加ふべきは勿論なりとす今左に青年團に施行して適當なりと認むべき修養事項の概目を示さん

#### 一 智能啓發に關する主なる事項

常識養成を主眼とし左の諸項を實行せしむること  
規約を設けて一定の期間補習學校又は夜學會等に出席せしむること  
實業講習會及講演會等に出席せしむること

- 圖書閱覽所等を設け之を利用すること  
見學旅行をなさしむること  
徳性涵養に關する主なる事項  
教育勅語戊申詔書の趣旨を體し左の諸項を實行せしむること  
忠孝の本義を體し品性の向上を期すること  
神社崇敬の思想を養成すること  
祖先崇拜の思想を喚起すること  
公德心の養成を期すること  
公共心の養成を期すること  
遵法心の養成を期すること  
着實剛健の氣風を養成すること  
勤勉力行の氣風を養成すること  
風紀の振肅を期すること  
貯蓄心を涵養すること

三 身體の鍛練に關する主なる事項

體力の増進を計らんことを期し左の諸項を實行せしむること  
遠足、駢足及運動會等をなさしむること  
角力、武術及體操等をなさしむること  
身體検査をなさしむること

四 其の他の主なる事項

智能啓發、徳性涵養及身體鍛練に關聯して左の諸項を實行せしむること  
適當なる娛樂  
公益事業の幫助

一〇 山形縣

指導の精神

- イ 國體を明にし忠孝の本義を體得せしむること  
ロ 國民的意氣を涵養すること



- ハ 品性の陶冶を圖り人格の向上を進むること
- ニ 剛健質實の氣風を養成すること
- ホ 身體を鍛練し體力を増進すること
- ヘ 公德を重んじ公民思想を養成すること
- ト 勤勞を重んじ實際生活に適切なる智能を修得せしむること

### 指導の方法

- イ 正會員をして實業補習學校若くは夜學會等に入らしむること
- ロ 知名の士を招聘して講演會を催すこと
- ハ 會員間に於て諸種の會合をなし品性の修養及學藝の研究に努めしむること
- ニ 心身の鍛練を爲すに要する相當の設備及方法を設くること
- ホ 圖書新聞雜誌閱覽所及娛樂機關等を設け會員の修養及娛樂の便に供すること
- ヘ 産業改良に關する事項を實行せしむること

- ト 副業及貯金を奨励すること
- チ 地方矯風に力むること
- リ 産業及教育に關する展覽會を開催すること
- ヌ 見學旅行等を奨励すること
- ル 縣郡市等の區域に於て聯合會を開くこと

## 第二章 青年團體施設事業標準事例

### 一 北海道

#### 青年團の事業

- 一 補習教育
- 二 青年文庫、書冊回覽
- 三 講演會、講習會
- 四 見學旅行

- 五 運動會、遠足、角力、水泳
- 六 武力練習
- 七 共同作業耕作、植林、果樹栽培、葉細工、養鶏、害蟲驅除、海藻の採集等
- 八 共同貯金
- 九 展覽會、品評會
- 一〇 農事試作
  - 一一 耕地整理の補助
  - 一二 農家副業の試業
  - 一三 壯丁教育、入隊營兵士の送迎、在營兵の慰問
  - 一四 軍隊行軍接待方補助
  - 一五 道路堤防、橋梁の保護修繕、道標設置
  - 一六 就學出席獎勵
  - 一七 夜警、消防、衛生及水難救助の補助
  - 一八 神社祭典の補助、神社境内の整理

- 一九 慈善救濟、團員の互助
- 二〇 善行美風の勸奨、風紀の振肅
- 二一 其の他必要なる事項

## 二 群馬縣

### 青年團の事業

- 甲 體力の増進
  - 一 武術の練習及各種の運動遊戯
  - 二 登山遠足
- 乙 智徳の啓發
  - 一 講演會、講習會、夜學會の開催
  - 二 新聞雜誌、圖書縱覽所又は巡回文庫の設置
  - 三 見學旅行
- 丙 風紀の改善

- 一 實行規約の勵行
  - 二 善行者の表彰
  - 三 高齢者の慰安
  - 四 入退營者の送迎、在營者及其の家族の慰問
  - 五 神社境内の掃除及祭典の補助
  - 六 一般弊風の矯正
- 丁 産業に關する貢獻
- 一 開墾又は植林
  - 二 試作
  - 三 堆肥舎の建設
  - 四 苗圃又は採種田の設置
  - 五 病害蟲の驅除
  - 六 農工産物品評會
  - 七 共同耕作又は其の他の共同作業

八 共同購買販賣並共同貯金

戊 公益及慈善衛生に關する事業の補助

- 一 學事の補助
- 二 道路の改修、橋梁の修築
- 三 道標の建設、道路危險物の排除
- 四 市町村經濟調査又は統計調査の補助
- 五 公益事業に關する勞役寄附
- 六 衛生及慈善事業に關する補助

三 鳥取縣

青年團體の事業

- 一 補習教育は青年團體の事業中最も必要なるを以て團員に對しては適當の方法を設け之が強制を圖ること但し中等學校の卒業者は此の限りに在らず
- 二 智徳の啓發を圖らむが爲め篤行者、學者、實業家、技術者等を聘して講習會講演

- 三 會を開き文庫の設置、展覽會、談話會、品評會、尙齒會及實地見學等を爲すこと
- 忠君愛國、敬神崇祖の念を養はんが爲め神社參拜、祭事參與、展墓、小學校儀式參列等を爲すこと
- 四 軍事思想及國民精神涵養の爲め軍隊的訓練を爲すこと
- 五 風紀の改善、民風の振興を期すべき適當の規約を定め之が勵行を圖ること
- 六 勤勉力行の習慣を養ひ自治共同の訓練に資せむが爲め貯金、耕作、植林、開墾、道路橋梁の修繕、道標及揭示場の設置等を爲すこと
- 七 慈善救濟の目的を以て軍人遺族廢兵其他罹災者救護の爲め勞力を提供すること
- 八 體力の増進を計らむが爲め角觥、武術、體操、運動會、健脚會、水泳等の施設を爲し身體の鍛練を爲すこと
- 九 純潔なる心情を養ひ身神の慰安を與ふるに足るべき娛樂を擇びて之を行ふこと
- 一〇 青年團體は會場を設置すること

一 市町村青年團體の總集會は一ケ年六回以上とし支團若くは役員の集會は必要に依り便宜之を定むること

#### 四 岡山縣

##### 事業

- 甲 青年團體の主要なる事業左の如し
- 一 心身の修練
  - 二 補習教育
  - 三 實業振作
  - 四 公共事業
- 乙 二十歳未満の團員は専ら前項第一號及第二號の修養に兼て第三號及第四號の實行に留意すべきものとす
- 丙 二十歳を超えたる團員は前項第三號及第四號の實行を眼目とし兼て第一號及第二號の完成に留意すべきものとす

丁 心身の鍛練に關して留意すべき事項左の如し

- 一 精神講話、修養會、武術會其の他の方法に依り眞摯剛健、敢爲、禮節、進取、向上、廉恥の精神を涵養すべし
- 二 遠足、旅行、運動會、相撲、水泳、労働競争等を奨励し大に體力を充實し持久勤勞の要素を確立すべし

戊 補習教育に關し留意すべき事項左の如し

- 一 二十歳未満の團員は補習學校若くは夜學會等に於て準義務的に補習教育を受けしむべし但二十歳を超えたる團員と雖も力めて補習教育を受けしむべし
- 二 教授の季節場所、時間、學科教材及學級編制等に關しては明治三十五年三月六日岡山縣訓令第十一號實業補習學校の趣旨及施設順序方法の精神を參酌し土地の情況に應じ夫々適切なる措置を取るべし
- 三 團體の尊嚴、國民性の啓沃、公務思想の養成、殖産興業、時勢の進運、青年の責務等に關する事項は特に注意して教授するを要す

四 社會一般をして補習教育の必要を感知せしめ其の振興を援助せしむべし

五 教授を實際的ならしめ大に青年の向學心を喚起すべし

六 青年の心理並身體の情況に適應したる施設をなし妄に其の自由を拘束すべからず

七 適切なる奨励的施設を振作すべし

八 教師には相當の手當を給すべし

九 教師の學力補充に關しては力めて便宜を與ふべし

一〇 隨時高德の士を聘して通俗講話會を開催すべし

一一 講習會を開催し土地の情況に須要なる智能を啓發すべし

一二 時宜に應じ部落巡回講話若くは他郡市町村教員の相互講演を行ふべし

一三 地方年中行事其の他適當の機會を利用し隨時適切なる教育施設を爲すべし

一四 財政の許す限り巡廻文庫、簡易圖書館等を設置すべし

一五 健全なる娛樂的施設をなし高尚なる品性を陶冶すべし

- 一六 隨時見學旅行を行ひ見聞を弘からしむべし
- 巳 實業振作及公共事業に關して留意すべき事項左の如し
- 一 時勢の進運に伴ひ實業振作は帝國隆昌の一大要件なる所以を覺知せしめ至誠勤勉家業を樂ましむべし
  - 二 實業に關する知識技能の練磨に力め恒に研究的趣味を向上せしむべし
  - 三 公共事業は須らく土地の情況に鑑み最も適切なるものを選ぶべし
  - 四 公共事業は團員各自の家業に精勵したる餘力を以つて之に當らしむべし
  - 五 二十歳未滿の團員をして實業の振作竝に公共事業に従事せしむるは其の修養に資する目的を超えざる限度に於て爲すことを要す

## 五 廣島縣

### 施設事業

- 一 智徳の修養に關する事項
- イ 青年夜學會(又曉明に於て開設することあるべし)實業補習學校、講演會又は

- ロ 演説討論會等を開催すること
  - 圖書閱覽所又は巡回文庫を設けること
  - ハ 見學旅行を行ふこと
  - ニ 敬神崇祖又は偉人追慕に關する施設を爲すこと
  - ホ 弊風の匡正に關する施設を爲すこと
- 二 身體の鍛練に關する事項
- イ 劍道、柔道、相撲、水泳、教練、銃劍術及射撃を練習すること
  - ロ 登山、遠足、野營又は競技會を催すこと
  - ハ 冷水浴、冷水摩擦、呼吸法、早起等を獎勵すること
  - ニ 身體測定を行ふこと
- 三 實務の修練に關する事項
- イ 共同試作又は生産品評會等を開催すること
  - ロ 水難、火災、風害等の防禦救濟又は非常警戒に必要な行動を爲すこと
  - ハ 出征兵士の留守宅の稼業幫助又は軍隊の行軍及演習に必要な援助等を

爲すこと

- 四 郡市青年團體に於て施設すべき事項を例示すれば左の如し
  - イ 青年團體幹部の講習を爲すこと
  - ロ 青年教養に關する研究協議を爲すこと
  - ハ 大會を開きて競技講演又は展覽會を爲すこと
  - ニ 巡回文庫を設くること

## 六 沖繩縣

### 青年團の施設事業

- 一 學術講演部
  - イ 補習教育の普及、壯丁豫習教育の實行
  - ロ 講話及通俗幻燈
- 二 體育部
  - イ 擊劍、柔術、體操、相撲等

### 運動會遠足等

## 三 産業部

- イ 産業十年計畫督勵事項の實行
- ロ 産業に關する講習講話
- ハ 産業視察員の派遣
- ニ 勤儉貯蓄に關すること

## 四 公益部

- イ 公有地の耕作、開墾又は市町村及學校基本財産の設置、増殖の幫助
- ロ 公共道路の新設、修繕の幫助
- ハ 區町村に於ける學齡兒童の就學出席及納稅、衛生、勸業等の督勵に關する公務の幫助
- ニ 水難、火災、風害の際に於ける消防救護

## 五 風紀改善部

- イ 風俗の矯正助長

ロ 兒童少年の保護善導

ハ 善行者の表彰に關する事項

六 普通語獎勵部

イ 方言禁止の勵行

ロ 發音矯正の獎勵

七 滋賀縣

青年團體の施設

青年團體の施設は團體が事業團體にあらずして修養機關たるの本旨を貫くを以て最も肝要とす固より學校教育とは其の趣を異にすと雖常に其の施設をして教育的ならしむるを要するを以て學校職員等の格段なる活動に俟つ所少なからず然して青年に實際生活上の能力を得しめむが爲めには多方面に有力なる人士を求め適當なる盡力を與へしむること亦最も必要なりとす

補習教科の學習並實業的智識の涵養に付ては先づ町村の實業補習學校若くは

青年團體等に於てする學習會の振興を必要とするは勿論團體の事業として極力出席を獎勵すべし從來設置されたる此種の學校又は學習會等に關しては改善の餘地少からずと雖特に其の教程課程に關しては其の低年齢にありては主として力を普通教科に注ぎ約二三年の期間を以て普通教育の補習を完うし高年齢に至りては最も多く實業教科に力を注ぎ其の授業方法に於ても成るべく年級制度によらず且劃一の教科に依らず務めて各自の能力に適應し出席聽講の便宜と趣味とを多からしむるの方法を講ずるに努めしむべし尙青年の向學心並讀書趣味を増進せしむる爲め特に青年の年齢に應じ適切なる方法を採るは勿論時々便宜の方法に依り學藝會展覽會品評會講話會等を開催して之を鼓舞補導するに務むるを要す

敬神崇祖の思想を養成せんが爲めには神社に對する施設に重きを置くべく神社參拜の如きは大に之を勵行し或は氏神社社境内灑掃の任務に従ひ或は宣誓式を神前に擧げ或は公典に關する行事に従事する等勗めて神社との關係を保たしむること



愛郷心を涵養するには其の郷土に關する地理歴史等の智識と趣味との養成に重きを置くべく又能く遠足、講話等の機會を利用して十分の効果を收め、其の他神社佛閣名勝舊蹟等を保護するの任に當らしむる等周到注意するを要す

體力を増進し剛健なる氣風を涵養するには青年をして其の職業上の勞力に勵精ならしむるの外各個の體力と趣味とに應じ擊劍、柔道、銃槍、兵式教練、登山、角力、泅水等各種の運動を勵行すること

## 八 富山縣

### 青年團體の事業

- 一 學事の補習、講習、講話、徳性の開發、風俗の矯正、實業の實習、討論
- 二 災害の救助、道路の修理、名所、舊蹟、古木等の維持、指導標の設置等公共事業
- 三 勸業、衛生、納税等の督勵に關する公務の幫助
- 四 劍道、柔道、角力、泳泳、登山、遠足、競漕、射的、操練、運動會、其他

## 九 鹿兒島縣

### 青年團體の事業

青年團體の目的は青年の修養にあり、事業はその修養方便ならざるべからず、而も青年團體の指導訓練は事業によりて遂行せられ、青年團體の進歩發展は一面その事業に依つて測定せらるゝものなれば、決して輕視すべきものにあらず、固より地方により民俗により慣習により、或は指導者によりて事業に等しからざるものあるは當然のことなりと雖も、試みに現今各地青年團體によりて經營せらるゝ事業を其の目的によりて區別すれば、一、補習教育に關する事業、二、共同作業に關する事業、三、社會教化に關する事業、四、公益に關する事業等にして、其の事業の各分類を擧ぐれば、幾百千の多きに達すべし、故に指導者はよく其の土地の情況を察し、其の青年團體に鑑み、其の四圍の境遇に思を輸して、目的の遂行に利便あり、而も確實なるものを採用、實行すべきなり、徒に其の事業の多きを誇り、其の種類の珍らしきを喜ぶが如き弊に陥らざるを要す

## 一〇 大分縣

### 青年團體の事業

#### イ 智徳修養

##### 一 補習學校通學又は夜學會開設

通常會員には毎年五箇月一箇月十二日以上以上補習教育を受くるの義務を有せしむること

##### 二 講話會、講習會、談話會、討論會等の開催及圖書館若は文庫の設置

##### 三 風紀の改善

#### ロ 身體の鍛練

##### 一 擊劍、銃槍、柔道、弓術、體操、教練、射擊、相撲等

##### 二 登山、旅行、運動會等

#### ハ 實務の練習

##### 一 産業、土木等に關すること

- 二 教育、慈善等に關すること
- 三 衛生、自治に關すること
- 四 勤勉、貯蓄に關すること
- 五 軍事後援に關すること

通常會員は主として補習教育及身體鍛練に努むること  
實務の練習は修養事項の實踐を主眼として適切なる事項を取捨選擇し努めて事業本位に陥るの弊を避くること

## 一一 山口縣

### 施設

#### イ 青年團體は夜學を起し團員をして修學せしむること

實業補習學校等の設置ある所は團員をして之に入校せしむる等専ら團員の修養に努むること

#### ロ 適當の方法に依り擊劍、柔道、角力、射的、運動會等を催し體力を増進し剛健尙武

- の氣風を養成すること
- ハ 篤行者學者實業家等を聘して其の講演を聽き心身の修養智徳の啓發技能の習練を圖ること
- ニ 長幼秩序を重んじ風紀の改善振肅を期すべき適當の規約を定め之を勵行せしむること
- ホ 善良なる公民として公益に盡すの習慣を養成せんが爲め適當なる事業を幫助せしむること

### 一一 德島縣

#### 青年團體の事業

- 一 補習教育
- 二 講習及講話
- 三 風紀矯正
- 四 擊劍、柔道、相撲、水泳、競技、見學、旅行、運動會

- 五 共同作業
- 六 學藝會、品評會
- 七 文庫
- 八 實業の實驗實習
- 九 娛樂機關の設置
- 一〇 前各號の外團員の精神修養及體力増進に資すべき事業

### 一二 福井縣

#### 青年團體の事業

- イ 補習教育、講習會、講演會、巡回文庫の閲覽等
- ロ 體操、教練、擊劍、柔道、角力、登山、視察旅行、運動會等
- ハ 農作物の栽培、植樹、藁、竹細工、商品の販賣等
- ニ 其の他會長に於て必要と認めたる事項

## 第三章 青年團體娛樂標準事例

## 一 栃木縣

## 青年團員の娛樂

青年團の振興を企圖するに方り最も考慮を要するは娛樂の問題とす即ち會合をして意義あらしむると同時に趣味あるものたらしむるは指導者の常に念とすべき所なり殊に農村に於ては青年が其方向を誤りて流亡し否らざるも郷に在りて放埒無頼の徒となり相率ゐて墮落の淵に沈淪するの結果惹て農村の荒廢となり自治の不振となるは識者の常に憂ふる所なり而して之が原因の重なるものとしては農村に適當なる娛樂なく慰安の機會甚だ乏しきが爲めなりとす或る者は農村の青年問題は青年をして夜の時間を如何に過さしむべきかを解決するに在り而して此の問題の解決はやがて青年問題の解決なりと迄極言せり指導の任に在る者の須らく心すべき點なりとす

青年團の娛樂として運動會、擊劍、角力、器械體操等體育を兼ねたるものを最も適當なりと認むれども單に一二種のみを選定して之を以て始終一貫するは不可能なれば時々手を換へ品を替へて巧に之を行はしめ倦厭を避くるの用意あるべし猶ほ各地方特有の娛樂は可成寛大に認容して或程度迄之を利用するの雅量なかるべからず

娛樂には室内にて行ふものと室外にて行ふものとの別あり各、一長一短あり世人動もすれば室内の娛樂は不衛生なり不健全なりとして排斥する傾あれども一概に斷定すべきものにあらず若し體育を主眼とするときは固より室外を可とせんにも青年相互の親密を圖り團結に資せんには一室に集合し膝を交へて嬉遊せしむるをよしとす腕押、脛押、坐り相撲の如き即ち之なり要するに室外娛樂は體育に適し室内娛樂は和親團樂に缺くべからず兩々相俟つて其の効果を擧ぐべきものなりとす

更に進んては青年をして讀書を樂しむに至らしめざるべからず特に農村に於ける青年業餘の娛樂として讀書に若くはなし古人も晴耕雨讀と云へり味ふべき